目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画

［令和９（２０２７）年度～令和１３（２０３１）年度］

【改定素案】

令和８（２０２６）年１０月

目　黒　区

空白ページ 1

空白ページ２

目　次

第１章　計画の概要 1
　１　計画の目的 1
　２　計画改定の背景 2
　３　計画の性格・位置付け 8
　４　計画の構成 9
　５　計画期間、進行管理等 9
　６　計画の体系表 11
　７　個別目標の指標 17
第２章　計画の内容（目標・施策・事業） 21
　Ⅰ．基本目標　政策・方針決定過程への女性の参画拡大 21
　　個別目標１　区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 24
　　個別目標２　地域活動における女性の参画拡大 26
　　個別目標３　働く場における女性の参画拡大 28
　　個別目標４　防災における女性の参画拡大 30
　Ⅱ．基本目標　ライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）の推進とそのための環境整備 32
　　個別目標１　幼年期・青年期からの意識啓発 33
　　個別目標２　仕事と生活（家事・育児・介護等）の両立支援 35
　　個別目標３　高齢期における生涯にわたる共同参画の促進 41
　　個別目標４　ライフステージに応じた健康支援 42
　Ⅲ．基本目標　男女平等・共同参画と性の多様性に関する人権が尊重される社会の形成 44
　　個別目標１　人権を尊重する意識の醸成 44
　　個別目標２　性的マイノリティ等性の多様性を尊重する意識の醸成と支援 47
　　個別目標３　配偶者等パートナーからの暴力の根絶及び被害者支援・保護 50
　　個別目標４　性別等に基づく暴力を容認しない社会の形成と被害者支援 52
　　個別目標５　困難な問題を抱える女性への支援 55
　Ⅳ．基本目標　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化 58
　　個別目標１　推進体制の整備 58
　　個別目標２　計画推進に向けた社会状況の把握 61
　　個別目標３　区民・事業者等との連携 61
　　個別目標４　国、東京都、他自治体との連携 62
資　料 64
　　１　計画改定までの経過 65
　　２　目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿 66
　　３　男女平等・共同参画推進に向けての主な動き 68
　　４　目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例 76
　　５　関係法令 81

第１章

計画の概要

第１章　計画の概要

１　計画の目的

「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画(以下「計画」という。)」は、「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」(以下「条例」という。)の基本理念に基づき、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によってその能力を発揮し、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性[1]が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を目指して区が総合的かつ計画的に施策を展開するためのものです。

男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりは、条例第３条の基本理念にのっとり、その推進を図っていきます。

基本理念(条例第３条)

(1)　全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
(2)　多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。
(3)　固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
(4)　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
(5)　教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。
(6)　区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

1 性の多様性
性を構成する要素には、性的指向、性自認、性表現、身体の性の四つの要素があり、それぞれの要素の在り方が多様であるため、その組み合わせによって構成される性には多様な在り方が存在すること。
性的指向：恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているかを表す概念
性自認：自分の性をどのように認識しているかを表す概念
性表現：服装や話し方など、自身の性の表現
身体の性：生まれつきの身体的特徴によって分類される性

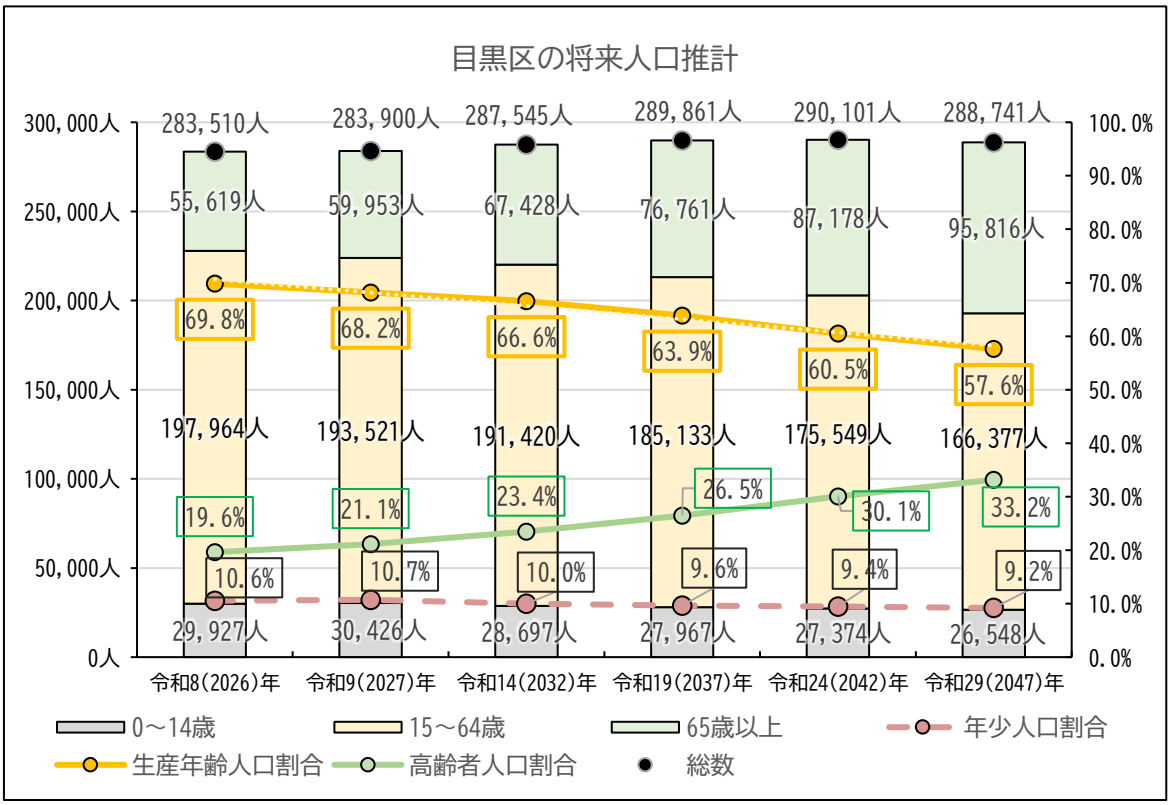
２　計画改定の背景

（１）　目黒区人口の見通し

「目黒区　人口・世帯数の予測　令和 6(2024)年 3 月　目黒区」によると、目黒区の総人口は当面増加していきますが、令和 24(2042)年の 290,101 人をピークに、その後は減少に転じると見込まれています。

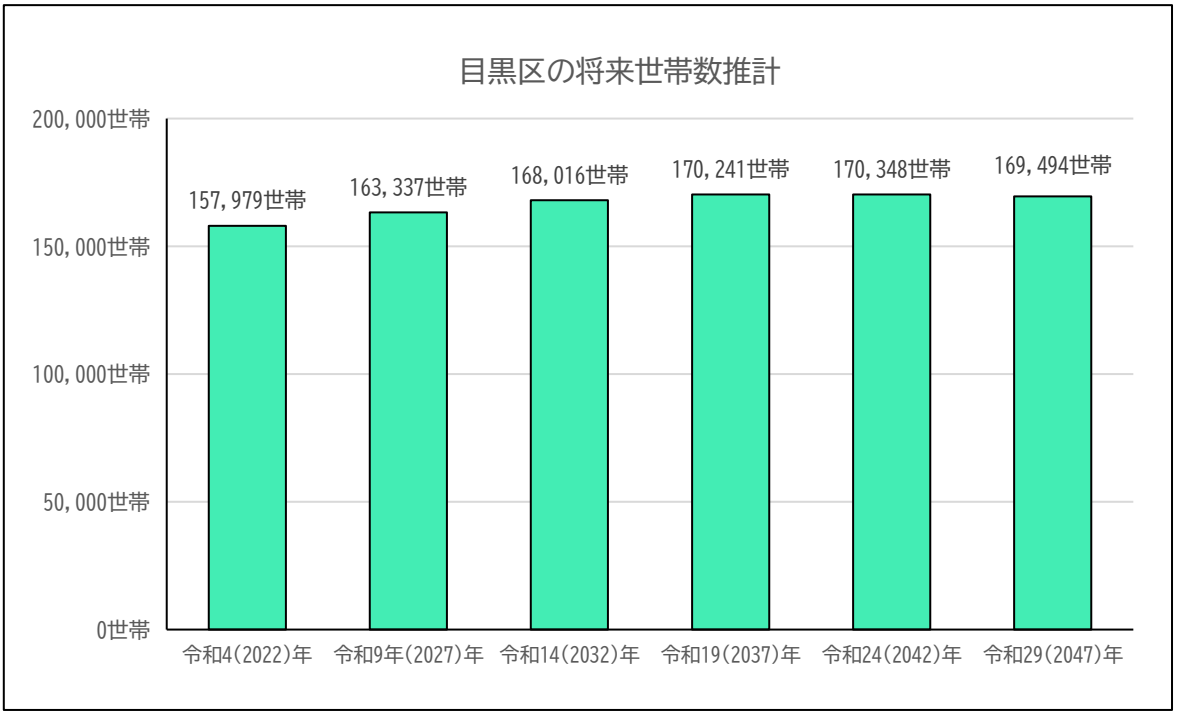
年齢層別に見ると、0 歳から 14 歳までの年少人口は、令和 9(2027)年の 30,426 人でピークを迎え、その後は減少します。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、令和 8(2026)年の 197,964 人から一貫して減少するのとは対照的に、65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和 8(2026)年の 55,619 人から 21 年後の令和 29(2047)年には 95,816 人と 2 倍近くになります。

総人口に占める高齢者人口の割合は、令和 8(2026)年の 19.6%から上昇を続け、令和 29(2047)年には 33.2%に上昇する見込みです。世帯数についても当面は増加を続けますが、令和 24(2042)年の 170,348 世帯をピークに減少する見込みとなっています。

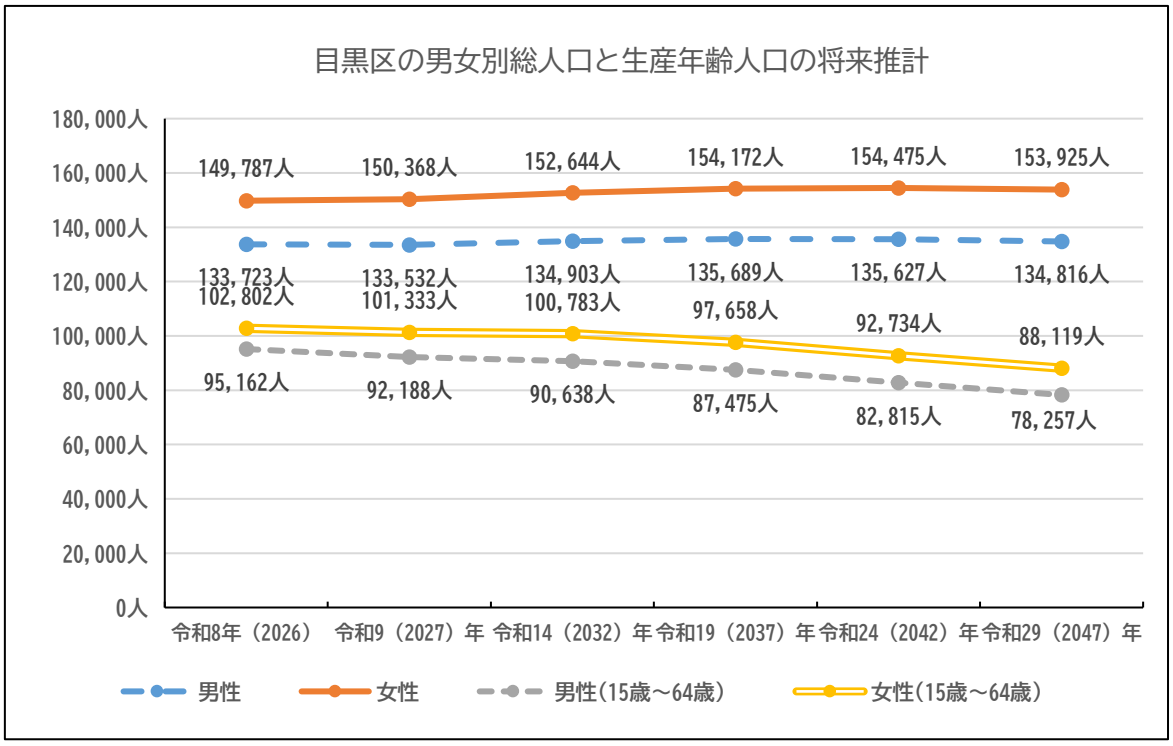


※　令和 8(2026)年は 4 月 1 日の実績値　令和 9(2027)年以降は「目黒区　人口・世帯数の予測(令和 6 年 3 月)」における住民基本台帳による基本推計値

※　小数点以下の取扱い上、表示上の数値の合計値が一致しない場合があります。



※「目黒区 人口・世帯数の予測(令和 6 年 3 月)」による推計値



※ 令和 8(2026)年は 4 月 1 日の実績値 令和 9(2027)年以降は「目黒区 人口・世帯数の予測(令和 6 年 3 月)」における住民基本台帳による基本推計値

目黒区では男性より女性の人口が多く、15 歳から 64 歳の生産年齢人口においても同様の状況が見られます。この傾向は将来的にも続くと推察されます。

総人口は、令和 24（2042）年頃までは増加しますが、生産年齢人口(15～64 歳)については、男女とも令和 8(2026)年から一貫して減少する見通しです。その減少幅は総人口に比べて大きくなっています。

（２） 国の動き

ア　関係法令の改正等

前期の計画策定以後、次のような法令の制定・改正が行われています。

令和 4(2022)年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）が制定され、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する困難を抱える女性に対する包括的な支援の仕組みが定められました（令和 6(2024)年 4 月施行）。

令和 5(2023)年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）が制定・施行されました。

令和 6（2024）年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）が改正され、保護命令制度の拡充と保護命令違反の厳罰化が図られました。また、令和 7（2025）年 12 月には保護命令となる禁止行為が追加されました。

令和 7（2025）年 4 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、養育する子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られました。

令和 8(2026)年 4 月に「女性活躍推進法」が改正され、女性の職業生活における活躍の推進に当たり、女性の健康上の特性に配慮することが明確化されるとともに、男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表義務の対象が拡大されました。

令和 8(2026)年 10 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、カスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントへの対策が義務付けられました。

イ　男女共同参画基本計画

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、令和 8(2026)年 3 月に第 6 次男女共同参画基本計画(以下「6 次計画」という。)を定め、令和 13(2031)年度までの政策等を示しました。この計画では、2020 年代の可能な限り早い時期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度になることや、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現するため、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進すること、男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映すること、地域における男女共同参画を推進することなどをポイントとしています。

ウ　独立行政法人男女共同参画機構

令和 7（2025）年 6 月に「独立行政法人男女共同参画機構法」が制定され、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、令和 8（2026）年 4 月に独立行政法人男女共同参画機構が設立されました。同機構は、地域の男女共同参画センター等を強力に支援するセンターオブセンターズとしての機能も有しています。

（3） 東京都の動き

東京都では「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力防止対策基本計画」で構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を 5 年ごとに策定し、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

現在の総合計画は令和 8(2026)年度末で終了するため、令和 8 年 7 月 31 日に計画を改定しました。計画期間は令和 8 年度から 12 年度です。

令和 4(2022)年 11 月には、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続が円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようにするため、パートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明(受理証明書を交付)する「東京都パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

さらに令和 7（2025）年 12 月には、雇用・就業分野において、女性がその個性や能力を発揮できる環境を創出することにより、持続可能で誰もが生き生きと暮らす社会の実現を目指した「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を制定しています。

（4） 目黒区の動き

ア　これまでの計画推進の状況

区、事業者、区民など、様々な個人や組織の取組、関係法令の改正等により、女性が結婚・妊娠・出産後も自分の望む働き方を続けること、女性の政策形成過程や意思決定過程へ参画すること、男性が家事・育児・介護を担うことや性の多様性に基づく不平等・不均衡の解消等々、男女平等・共同参画及び性の多様性の理解促進に係る社会状況の変化は一層進みつつあります。目黒区においても、前計画期間中には、配偶者暴力相談支援センターの機能の整備や東京都パートナーシップ宣誓制度を利用されたお二人について、この制度を活用し、区営住宅の申込みができるようにするなど様々なサービスを開始しています。

しかしながら、区や国、東京都などが実施した関連調査の結果を見ると、組織の意思決定に関わる女性の割合がまだまだ低いことや、男性に比して女性の家

事・育児・介護に関わる時間が長いこと、自身の性的指向[1]や性自認[2]（ＳＯＧＩ[3]）に起因して生じる日常生活上の困難や不安等の解消が不十分であること、配偶者やパートナー（以下「配偶者等」という。）からの暴力(ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス)による被害者が後を絶たないことなど、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの実現には、更なる取組が必要です。

イ　本計画

これまでの計画では、課題解決の達成状況を確認するための指標は、事業実績によるもののほか、区民意識を調査した結果を多く使用していました。本計画においては、できる限り実効性ある計画を目指し、指標は可能な限り合理的な数値を模索しました。将来を見据えた事業の達成状況をより把握することができる指標としています。

また、これまで事業実績評価の際に年次報告の中で審議会が設定していた「評価の方針」の一つである「主目的事業と関連事業」について、計画の中に位置付けました。「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」が事業の主たる目的であるものを「主目的事業」として該当事業に表示し、事業の成果、実施状況に注目します。それ以外は「関連事業」と位置づけ、施策の実施目的が他にある場合でも、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関連がある事業として実施状況を把握し、個別目標との関連度に着目します。

（５）　ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)との関連性

平成 27(2015)年 9 月に国連で持続可能な開発目標(以下「ＳＤＧｓ」という。)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、日本を含めた世界が「誰一人取り残さない」社会を目指し、取組を進めています。同アジェンダにある 17 のゴール(目標)の一つに、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化をおこなう」ことが掲げられています(ゴール 5)。

日本では、政府が平成 28(2016)年 12 月にＳＤＧｓ実施指針を策定し、ビジョン、実施原則、優先課題等を示しており、8 つの優先課題の一つ目に、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げるとともに、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映(ジェンダー主流化)して取組を進めていくこととされています。令和 5(2023)12 月、政府はこの実施指針を一部改定しました。これまでの根幹的な考え方を引き継ぎつつも、新たに「5 つの重点事項」と「3 つの

[1] 恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているかを表す概念。

[2] 自分の性をどのように認識しているかを表す概念。

[3] ＳＯＧＩ(ソジ・ソギ)
性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を合わせた言葉。誰もが持つ性の要素を表す概念として用いられています。なお、性の要素には、他に性表現(服装や話し方など、社会的にどのように自身の性を表現するか)や身体の性(生物学的な身体的特徴)などもあります。

実施にあたっての取組」が示されました。この中で「若い世代を含め、多様なステークホルダーがジェンダーの視点を共有することが重要である」とされています。ジェンダー主流化の推進は、社会のあらゆる分野に関わることであり、多様な視点が加わることを通じてＳＤＧｓの全てのゴールにつながります。

計画においても、ジェンダー平等をはじめ、性と生殖に関する健康と権利を含めた包摂的な社会を促進していくことなど関連する内容についてＳＤＧｓの理念を共有しています。





（６）　男女平等・共同参画と性の多様性の尊重について

性的指向や性自認という性を構成する要素が多様であることから、その在り方によって生じる様々な困難等の解消が求められるようになってきたことを踏まえ、「性の多様性の尊重」を条例に含める改正(令和２年３月)を行いました。また、令和５(2023)年６月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されています。従って、性の多様性の尊重についても前計画と同様に計画で取り扱います。

なお、計画においては、性の要素を表す言葉として、性表現や身体の性も含めて「性的指向や性自認」又は「ＬＧＢＴ[1]」、「ＳＯＧＩ」などのように表記しています。「ＬＧＢＴ」は、レズビアン[2]、ゲイ[3]、バイセクシュアル[4]、トランスジェンダー[5]のみではなく、性の在り方が典型的ではない全ての人の総称として使用しています。

[1] レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字を合わせた言葉。
[2] 女性同性愛者
[3] 男性同性愛者
[4] 両性愛者
[5] 性自認が出生時に割り当てられた性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人

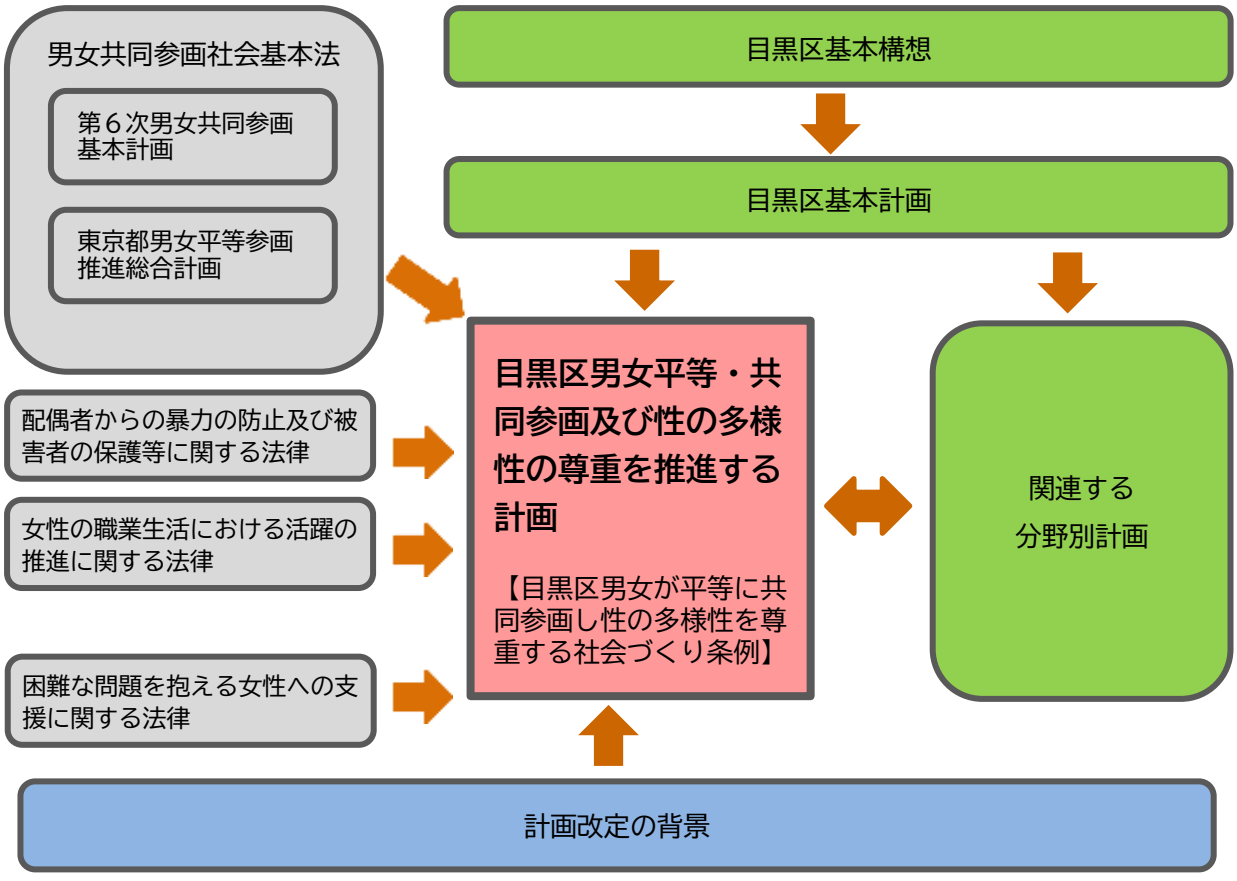
3　計画の性格・位置付け

目黒区では、区政運営の指針である「目黒区基本構想」や中長期の総合計画である「目黒区基本計画」、財源の裏付けを図る「目黒区実施計画」の 3 つを区の長期計画として定めており、必要に応じて分野ごとの「補助計画」を作成しています。

本計画は、条例第 13 条で設置された「目黒区男女平等・共同参画審議会」（以下、「審議会」という。）からの答申の趣旨を尊重し、条例第 8 条に定められた計画を改定するものですが、併せて「補助計画」として、長期計画や他の関連する補助計画との整合を図りながら推進するものです。

また、「男女共同参画社会基本法」における市町村男女共同参画計画として、目黒区の状況に応じた必要な推進施策を定めるとともに、その一部を目黒区における女性活躍推進法の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（法第 6 条 2 項　市町村推進計画）」及び配偶者暴力防止法の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（法 2 条 3 項　市町村基本計画）」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の「当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（法 8 条 3 項　市町村基本計画）」に位置付けます。

施策の推進に当たっては、区の関連所管課における補助計画等の中で事業として取り組むため、計画の中では各事業の具体的な実施年度、事業費及び実施規模は掲載しません。



４　計画の構成

計画では、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを実現するため、大きく４つの「基本目標」を設定し、総合的に施策を展開します。

それぞれの「基本目標」ごとに、具体的な「個別目標」を設定します。「個別目標」の中から重点的に取り組むべきものを「重点目標」とします。

「個別目標」を達成するための施策及び事業を設定します。事業については事業ごとにその範囲の広さが異なることから、ひとつの事業のもとに複数の具体的な取組が設定される場合があります。

なお「事業」には、「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進が主たる目的であると読み取れる「主目的事業」と、主たる目的は別の課題解決等にあるものの、その目標・方法・結果等が「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進に関連・影響すると読み取れる「関連性を有する事業（関連事業）」があります。

５　計画期間、進行管理等

（１）計画期間

令和 9(2027)年度から令和 13(2031)年度までの 5 か年です。ただし、計画期間中の社会状況の変化に伴い、必要に応じて計画を見直します。

（２）計画の評価・進行管理等

ア　評価指標

計画では、個別目標について達成度を図る評価指標と目標値を設定します。審議会は各々の個別目標の達成度を評価し、それらを踏まえて上位の基本目標を総合的に評価します。評価指標は、ＫＰＩ（重要業績評価指標）の観点を踏まえ、簡潔で合理的な指標を設定することとします。

イ　施策の進捗状況報告

条例第 9 条に基づき、毎年、各施策の進捗状況（区の事業実績）を審議会に報告します。進捗状況を評価する際には、時系列（年度）の傾向にも着目します。

また、主目的事業については事業の成果や実施状況に着目し、関連事業については個別目標との関連度に着目します。

ウ　審議会の意見及び施策の進捗状況の公表

審議会は、施策の進捗状況報告に対する意見をまとめて区に提出します。区長は審議会からの意見を付して事業実績等を公表します。

エ　調査等

条例第 14 条に基づき、計画改定時など適切な時期に「区民意識調査」や「区内事業所調査」など必要な調査等を行います。

オ　ＰＤＣＡサイクルによる進行管理

進行管理の具体的な対象である事業について、基本的には Plan(計画の立案) - Do(事業の実施) - Check(事業の効果の点検) - Action(改善)のサイクル(「ＰＤＣＡサイクル」)の枠組みを活用して目標達成に努めます。

その際、所管課と協議・調整して実情を踏まえながら進めます。

（３） 推進体制の整備

計画を進めるに当たり、区の推進体制を整備するとともに審議会、男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）と緊密に連携を図ります。

また、関係所管や団体、事業者とも連携・協力を行って適切に対応していきます。

ア 審議会

審議に当たっては、条例第 9 条及び 14 条に基づいて、各種調査や事業現場の視察等を通じて可能な限り関係する情報を収集しながら合理的な審議を行い、必要に応じて区長に意見等を提出します。

イ　オンブーズ

条例に沿って、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを阻害する事項等についての申出を受け、必要に応じて是正の勧告、意見の表明等を適正に行っていきます。また、審議会との連携を図るための情報連絡会に参加して連携を図ります。さらに、現在までの実績や社会状況等を踏まえながら、オンブーズ機能について研究していきます。

ウ　条例

人々の生活スタイルや価値観が多様化するとともに人々の意識も変化してきています。男女平等・共同参画や性の多様性に関わる様々な法令が制定・改定されるとともに、関連する計画等も策定・改定されています。こうした社会状況の変化を踏まえ、将来に向けた条例についても研究していきます。

6　計画の体系表

☆：重点目標

種別：「主」は主目的事業　「関」は関連事業

再掲事業：本計画内で既に掲載している事業を、関連する別の目標・施策にも位置付けているもの

基本目標	個別目標	施策	事業番号	種別	事業名	再掲事業
Ⅰ　政策・方針決定過程への女性の参画拡大						
	☆1　区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大					
		①　審議会等への女性の参画拡大				
			1	主	審議会等への女性の参画拡大	
		②　女性職員のエンパワーメント支援				
			2	主	女性職員に対する係長職昇任能力実証・管理職選考の受験促進	
			3	主	女性職員のキャリア形成のための支援	
			4	主	女性管理職を増やすための仕組みづくり	
			5	主	女性教員の管理職選考受験促進	
		③　その他、区職員へのアプローチ（女性登用に関する啓発、職場づくり等）				
			6	主	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	
			7	主	情報提供と取組推進に向けた啓発	
			8	主	男女平等・共同参画のための研修や職場づくり	
	2　地域活動おける女性の参画拡大					
		①　地域活動における女性の参画拡大				
			9	関	地域活動団体等に対する男女平等・共同参画の意識啓発	
		②　男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援				
			10	主	地域の女性リーダー育成支援	
			11	関	区民活動団体への講師派遣等支援事業の実施	
			12	主	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	
			13	主	調査研究、情報収集及び資料室の充実	
			14	主	学習・交流の場の提供	
			15	主	活動団体への支援	
			16	主	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営・意見交換	
	3　働く場における女性の参画拡大					
		①　働く場における女性の参画拡大				
			17	主	女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座等の実施	
		②　女性の就労・起業支援				

基本目標	個別目標	施策	事業番号	種別	事業名	再掲事業
			１８	主	起業に関する相談事業の実施	
			１９	主	就労相談事業の実施	
	４　防災における女性の参画拡大					
		①　防災における女性の参画拡大				
			２０	主	防災会議における女性構成委員の充実	
			２１	主	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備	
			２２	主	避難所運営協議会への女性の参画	
			２３	主	地域防災訓練への女性の参画	
			２４	主	女性防災リーダーの育成	
Ⅱ　ライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）の推進とそのための環境整備						
	１　幼年期・青年期からの意識啓発					
		①　固定観念にとらわれない意識と教育の推進				
			２５	主	男女平等教育推進のための情報提供	
			２６	主	保育事業における男女平等・共同参画の取組の実施	
			２７	主	男女混合名簿の使用	
			２８	主	教員に対する男女平等研修の実施	
			２９	主	男女平等教育に関する研究の促進	
			３０	主	児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発	
			３１	主	学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	
			３２	主	あらゆる世代に対するメディア・リテラシー向上の取組	
		②　多様な選択肢と価値観の認知拡大				
			３３	主	事業者への啓発	
			３４	関	学習情報の提供	
			３５	関	社会教育講座を通じた意識の醸成	
	☆２　仕事と生活（家事・育児・介護等）の両立支援					
		①　ワーク・ライフ・バランス促進に向けた啓発・取組				
			３６	主	事業者への啓発	№33 再掲
			３７	主	事業者における取組の情報提供	
			３８	主	事業者向け啓発事業の実施	
			３９	主	事業者支援事業の実施	
			４０	主	仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発と支援	
			４１	主	区職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組	
			４２	主	区職員が子育てや介護を担いながら働くための支援	
		②　家事・育児・介護の知識及び技術の習得機会の提供				
			４３	主	男性の参加促進に向けた意識啓発	

基本目標	個別目標	施策	事業番号	種別	事業名	再掲事業
			４４	主	家事・育児・介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	
		③　子育て・介護を行う人の社会参加に向けた支援				
			４５	関	自主グループへの支援	
			４６	関	ネットワークづくりの支援	
			４７	関	子育てふれあいひろば事業の実施	
			４８	関	家族介護者の交流機会の充実	
		④　仕事と生活の両立に向けた環境の整備				
			４９	関	緊急一時保育の実施	
			５０	関	学童保育クラブの充実	
			５１	関	育児支援サービス事業の実施	
			５２	関	ファミリー・サポート・センター事業の実施	
			５３	関	乳幼児・子どもショートステイ事業の実施	
			５４	関	妊産婦・乳幼児等への包括的支援の実施	
			５５	関	子育てに関する相談・支援事業の実施	
			５６	関	子育て情報の提供	
			５７	関	各種相談事業の充実と連携	
			５８	関	介護に関する相談事業の充実と情報提供	
			５９	関	在宅介護支援事業の充実	
	３　高齢期における生涯にわたる共同参画の促進					
		①　性的役割分担意識の解消を促す意識改革と学習支援				
			６０	主	学習機会の提供	
		②　地域活動における高齢女性の参画支援				
			６１	関	地域活動団体等に対する男女平等・共同参画の意識啓発	No.9 再掲
			６２	主	地域の女性リーダーの育成支援	No.10 再掲
			６３	関	いきがい支援事業における男女平等・共同参画	
	４　ライフステージに応じた健康支援					
		①　包括的教育と性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の普及啓発				
			６４	主	性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の普及啓発	
			６５	主	相談事業の実施	
			６６	主	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	
		②　ライフステージや性別、障害の有無等に配慮した健康支援の促進				
			６７	関	自立訓練事業の実施	
			６８	関	各種健康診査の実施	
			６９	関	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	
			７０	関	入院助産費用の援助	

基本目標	個別目標	施策	事業番号	種別	事業名	再掲事業
			７１	関	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	
			７２	関	女性のからだに関する相談の実施	
Ⅲ　男女平等・共同参画と性の多様性に関する人権が尊重される社会の形成						
	１　人権を尊重する意識の醸成					
		①　性別等に関する固定的な考えに基づく情報を読み解く力の向上および情報発信者・各種デジタル機器の利用者としての人権意識の醸成				
			７３	主	学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	№31 再掲
			７４	主	あらゆる世代に対するメディア・リテラシー向上の取組	№32 再掲
		②　性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）に関する理解の促進				
			７５	主	性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の普及啓発	№64 再掲
			７６	関	母子健康事業における啓発	
			７７	主	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	№66 再掲
			７８	主	性や健康に関する情報や学習機会の提供	
	☆２　性的マイノリティ等性の多様性を尊重する意識の醸成と支援					
		①　性の多様性に関する理解の促進				
			７９	主	性の多様性の理解促進に向けた啓発	
			８０	主	性の多様性の理解促進に向けた教育の実施	
			８１	主	区職員の理解促進	
		②　性的指向及び性自認に基づく困難等の解消				
			８２	主	多様な性の在り方についての相談・支援の実施	
			８３	主	多様な性の在り方に配慮した人事・労務管理・福利厚生等の取組	
			８４	関	学校や園における幼児・児童・生徒への支援の実施	
			８５	主	東京都パートナーシップ宣誓制度活用の促進	
			８６	主	パートナーシップ制度導入の検討	
	☆３　配偶者等パートナーからの暴力の根絶及び被害者支援・保護					
		①　配偶者間等、親密関係において発生する暴力の根絶のための意識啓発				
			８７	主	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	
			８８	主	デートＤＶ防止に向けた啓発事業の実施	
			８９	主	暴力の防止に向けた啓発事業の実施	
		②　被害者に対する相談・支援の充実				
			９０	主	配偶者暴力相談支援センターの運営	
			９１	主	相談体制の充実	
		③　関係者・団体等との連携強化				
			９２	主	ＤＶ防止関係機関連絡会議の開催	
			９３	主	東京都との連携	

基本目標	個別目標	施策	事業番号	種別	事業名	再掲事業
	4　性別等に基づく暴力を容認しない社会の形成と被害者支援					
		①　女性に対する暴力の根絶、被害者の支援等				
			９４	主	女性に対する暴力の防止に向けた相談事業の充実及び関係機関との連携	
		②　性的な暴力・被害の根絶、被害者の支援等				
			９５	主	事業者等に対する啓発	
			９６	主	早期発見のための啓発事業の実施	
			９７	主	各種相談事業の充実と連携	
			９８	主	区職員に対する研修の実施	
			９９	主	区職員のハラスメント相談対応	
	5　困難な問題を抱える女性への支援					
		①　生活上の困難を抱えた女性等への支援				
			１００	主	母親の会の開催	
			１０１	主	依存問題等家族相談	
			１０２	主	精神保健相談	
			１０３	主	要支援妊婦への継続支援	
			１０４	主	子どもの学習・生活支援事業の実施	
			１０５	主	生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実	
			１０６	主	受験生チャレンジ支援貸付事業の実施	
			１０７	主	居住支援体制の推進	
			１０８	主	生活困窮者への支援	
			１０９	主	ひとり親家庭・女性相談の実施	
			１１０	主	緊急一時保護事業の実施	
		②　関係機関との連携を強化するための取組				
			１１１	主	相談事業における状況把握と関係機関との連携	
			１１２	主	ＤＶ防止関係機関連絡会議の開催	No.92 再掲
Ⅳ　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化						
	1　推進体制の整備					
		①　計画浸透の取組				
			１１３	主	条例等の認知度向上に向けた取組	
			１１４	主	担当者会議の活用	
		②　拠点施設機能の充実				
			１１５	主	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	No.12 再掲
			１１６	主	調査研究、情報収集及び資料室の充実	No.13 再掲
			１１７	主	相談事業の充実と連携	
			１１８	主	学習の機会の提供	No.60 再掲

基本目標	個別目標	施策	事業番号	種別	事業名	再掲事業
			１１９	主	講座等における保育者の配置	
			１２０	主	学習・交流の場の提供	No.14 再掲
			１２１	主	活動団体への支援	No.15 再掲
			１２２	主	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営・意見交換	No.16 再掲
	２　計画推進に向けた社会状況の把握					
		①　各種調査の実施				
			１２３	主	事業実績調査の実施	
			１２４	主	区民意識調査の実施	
			１２５	主	事業所調査実施に向けた検討	
			１２６	主	職員意識調査の実施	
	☆３　区民・事業者等との連携					
		①　多様な主体との意見交換の推進				
			１２７	主	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営・意見交換	No.16, No.122 再掲
		②　区民・区民団体・事業者等との協働事業の実施				
			１２８	主	区民・区民団体等との協働事業の実施	
			１２９	主	事業者等との協働事業の実施	
	４　国、東京都、他自治体との連携強化					
		①　関連機関との迅速かつ緊密な情報共有				
			１３０	主	国、東京都との連携	
			１３１	主	他自治体との連携	

二重枠線内は、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とする。

太枠線内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

破線内は、目黒区における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

7　個別目標の指標

課題解決の達成状況を確認するための指標(数値目標)です。計画期間終了（次期計画改定のための調査時点）までに達成を目指す目標値です。

☆　重点目標

基本目標	個別目標		指　標	基準値（調査年）	目標値（2031）
Ⅰ　政策・方針決定過程への女性の参画拡大	☆1	区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	41.8%（2025）	45～55%範囲内
			② 区の管理職女性割合	26.5%（2025）	（調整中）
			③【参考指標】都内事業所管理職の女性割合（係長相当職を含む）	20.7%（2025）	―
	2	地域活動における女性の参画拡大	④ 町会・自治会長の女性割合	15.8%（2025）	20%
			⑤ 住区住民会議代表の女性割合	22.7%（2025）	30%
			⑥ 地域の活動や行事で「男女平等である」と思う人の割合	38.0%（2026）	40%以上
			⑦【参考指標】自治会長に占める女性の割合（東京都）	14.8%（2025）	―
	3	働く場における女性の参画拡大	⑧ 労働・雇用・職場で「男女平等である」と思う人の割合	26.2%（2026）	30%以上
			⑨【参考指標】都内事業所管理職(係長相当職を含む)の女性割合	20.7%（2025）	―
	4	防災における女性の参画拡大	⑩ 区の防災関連施策において「女性や性の多様性への対応」が推進されていると思う人の割合	―%	40%以上
Ⅱ　ライフステージに応じた多様な幸せ(well-being)の推進とそのための環境整備	1	幼年期・青年期からの意識啓発	⑪ 固定的な性別役割分担に反対及びどちらかと言えば反対と思う人の割合	74.2%（2026）	80%以上
	☆2	仕事と生活（家事・育児・介護等）の両立支援	⑫ 自身のワーク・ライフ・バランスが良い状態にあると思う人の割合	53.5%（2026）	60%以上
			⑬ 家庭生活(家事・育児・介護)の分野で、男女平等であると思う人の割合	26.2%（2026）	40%以上
			⑭夫婦共働きである世帯において、家事を同じ程度に分担していると思う人の割合	30.7%（2026）	40%以上

基本目標	個別目標		指　標	基準値（調査年）	目標値（2031）
			⑮ 区の男性職員の育児休業取得率	約 87.5%（2025）	95%以上
	3	高齢期における生涯にわたる共同参画の促進	⑯ 高齢期（65 歳以上）において「男女平等である」と思う人の割合	—%	50%以上
	4	ライフステージに応じた健康支援	⑰ 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合	58.6%（2026）	70%以上
			⑱ 区の健康支援施策の充実度「充実している」と思う人の割合	—%	50%以上
Ⅲ　男女平等・共同参画と性の多様性に関する人権が尊重される社会の形成	1	人権を尊重する意識の醸成	⑲ 「男女ともに人権が尊重されている」と思う人の割合	—%	50%以上
	☆2	性的マイノリティ等性の多様性を尊重する意識の醸成と支援	⑳ ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合	41.5%（2026）	50%以上
	☆3	配偶者等パートナーからの暴力の根絶及び被害者支援・保護	㉑ 配偶者暴力相談支援センターの認知度	—%	20%以上
	4	性別等に基づく暴力を容認しない社会の形成と被害者支援	㉒ セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	7.4%（2026）	年々減少
	5	困難な問題を抱える女性への支援	㉓ 【参考指標】女性相談の件数	98 件（2025）	—
			㉔ 【参考指標】こころの悩みなんでも相談件数	1,150 件（2025）	—
			㉕ 困ったときに相談できる人や場所が「ある」と答えた区民の割合	—%	年々増加

基本目標	個別目標		指　標	基準値（調査年）	目標値（2031）
Ⅳ　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	1	推進体制の整備	㉖ 区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	79.2%（2026）	60%以下
			㉗ 目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	11.9%（2026）	20%以上
	2	計画推進に向けた社会状況の把握	—	—	—
	☆3	区民・事業者等との連携	—	—	—
	4	国、東京都、他自治体との連携強化	—	—	—

※　表中、「現状値」の年度標記については、令和 8(2026)年度を基準年度とし、その時点で公表されて確認できた最新の各項目数値の調査年度を記載している。「目標値」については、令和 13（2029）年度時点での同様の数値と比較する。

※　指標数値の出典について

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績調査(目黒区)：

指標①、②、④、⑤、⑮、㉑、㉒、㉓、㉔

男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査等(目黒区)：

指標⑥、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉕、㉖、㉗

男女雇用平等参画状況調査(東京都)：

指標③、⑨

市区町村女性参画状況見える化マップ（内閣府）：

指標⑦

※　目黒区以外の調査において、変更・中止等により当該指標が確認できなくなった場合、当該指標は除外する。

※　参考指標には目標値設定をしない。

※　「—」表記は、新たな指標で基準値となる調査実績がない等又は目標設定に馴染まないもの。

第２章

計画の内容
（目標・施策・事業）

各事業の備考欄について

主目的：「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進が主たる目的の事業

関　連：「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進に関連・影響するが主たる目的は別の課題解決等の事業

新　規：新たに取り組む事業及び既存事業の中から本計画に新たに盛り込む事業

継　続：前計画に掲載されていた事業で、継続して実施する事業（前計画の複数の事業が統合された事業や事業内容を一部変更したものも含みます。）

再　掲：計画中、既出の事業であるが当該目標にも合致する事業

第２章　計画の内容（目標・施策・事業）

Ⅰ．基本目標　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女平等・共同参画を推進するためには、社会のあらゆる場において女性の参画や活躍を進めることが必要です。それは条例の理念の一つであり、国の第６次男女共同参画基本計画[1]等でも求められています。ＳＤＧｓのターゲット 5.5 においても「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられています。

一方、世界経済フォーラムが各国の男女格差を指数で表した「ジェンダー・ギャップ指数」（ＧＧＩ）[2]では、日本は 148 か国中 118 位と、主要先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも低い結果となっています。中でも、経済分野(112 位)と政治分野(125 位)の順位が低くなっています。ただし、国際連合開発計画が発表した「ジェンダー不平等指数」（ＧＩＩ）[3]で日本は 172 か国中 22 位であるなど、評価している内容により異なる結果になることには留意が必要です。いずれにしても、経済、政治分野で男女格差が見られることを示唆しています。

実際、日本の総人口のうち女性が占める割合は 51.3%[4]であり、目黒区では 52.8%[5]が女性となっていますが、目黒区の付属機関や管理職、都内事業所の管理職の調査[6]結果を見ると、政策・方針決定過程に参画する女性の割合は、改善傾向にあるものの男性と比べてまだ少ないという状況が続いています。

社会制度や慣行がいずれかの性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識[7]、偏見等に基づく格差を解消していく必要があるため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、一層、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)[8]に取り組んでいきます。

[1] 第 6 次男女共同参画基本計画（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定）

[2] ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)
世界経済フォーラムが各国の男女格差を経済、教育、健康、政治の 4 分野に分けて指数化したもので、0 が完全不平等、1 が完全平等を示します。その国の男女格差のみに着目したもの。令和 7(2025)年 6 月に公表。

[3] ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）
国際連合開発計画（UNDP）が発表したものでジェンダーの不平等によって「その国がどれだけ人間開発の機会を損失しているか」を測定します。0 が完全平等、1 が完全不平等を示します。令和 8(2026)年 5 月の「人間開発報告書 2025」の中で公表。

[4] 総務省「人口推計」（令和 8(2026)年 5 月 1 日現在[概算値]）

[5] 住民基本台帳（令和 8 年(2026)6 月 1 日現在）

[6] 目黒区「令和 7 年度目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の推進に関する年次報告書」（令和 8(2026)年）、東京都「令和 7 年度東京都男女雇用平等参画調査」（令和 8(2026)年 3 月）

[7] 固定的な性別役割分担意識
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

[8] 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号)。

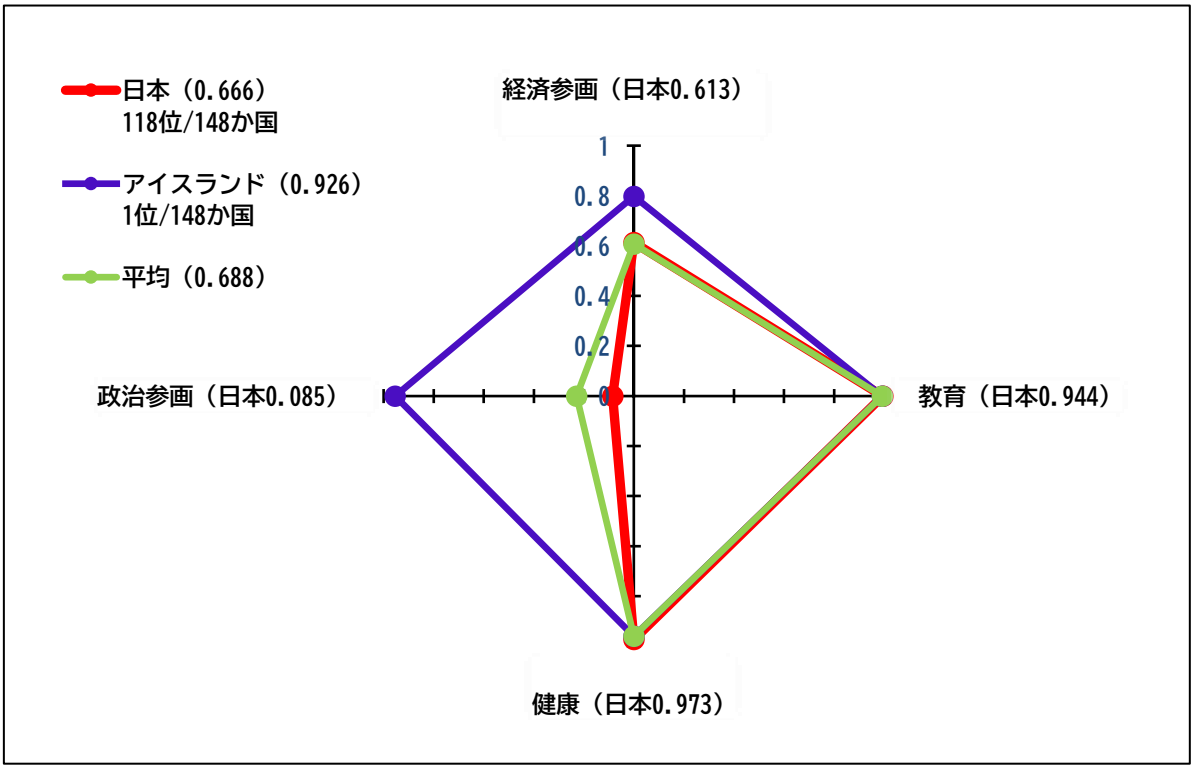
ジェンダー・ギャップ指数［令和 7(2025)年］（抜粋）

○ 内閣府ウェブサイト「男女共同参画に関する国際的な指数」（2026.6.19）をもとに区が作成。

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ドイツ	0.827
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756

順位	国名	GGI 値
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

【日本のジェンダー・ギャップ指数［令和 7(2025)年］】



1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2025）より作成。
2. 分野別の日本の順位：経済(112 位)、教育（66 位）、健康（50 位）、政治（125 位）

政策・方針決定過程への女性の参画状況

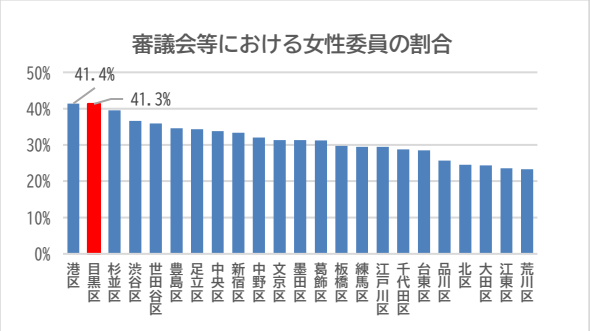
○ 内閣府ウェブサイト「市区町村女性参画状況見える化マップ[令和７（2025）年度]」をもとに区が作成。

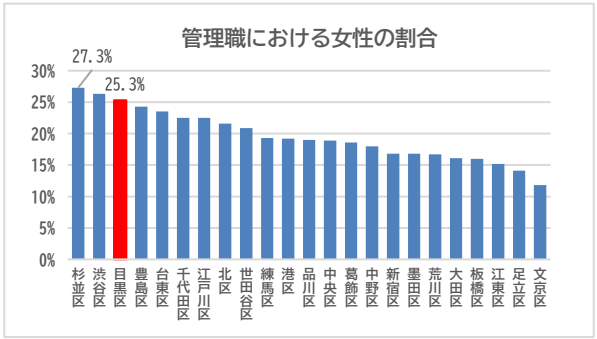
【各項目の総人数に対する女性の割合】

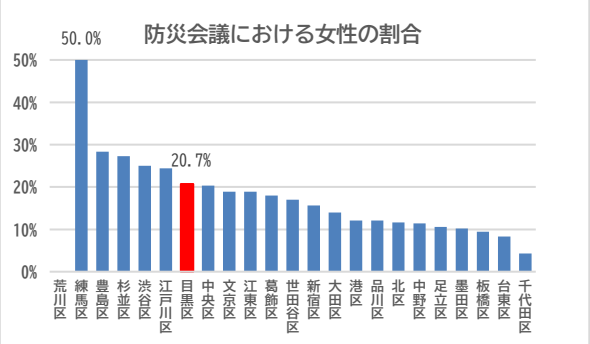
目黒区における政策・方針決定過程への女性の参画状況について、特別区（23 区）における順位をベンチマークとして比較（下表）すると、審議会等では 41.3%と 2 番目に高くなっています。他の指標においても比較的高い順位となっています。

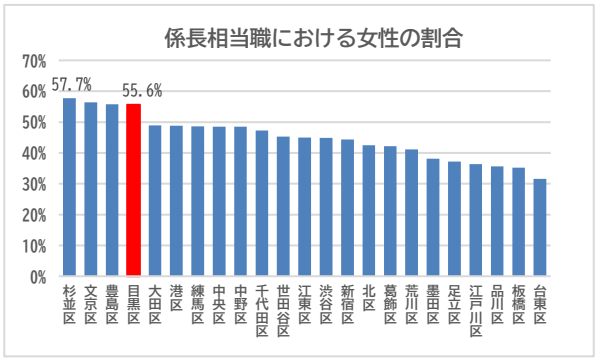
審議会等	防災会議	区職員管理職	区係長相当職	町会・自治会長
41.3%[1] （2 位/23 区）	20.7% （6 位/23 区）	25.3%[2] （3 位/23 区）	55.6% （4 位/23 区）	12.2%[3] （12 位/23 区）

・審議会については地方自治法（第 138 条の４，第 202 条の３）に基づくもの
・防災会議については災害対策基本法（第 16 条）に基づく市町村防災会議

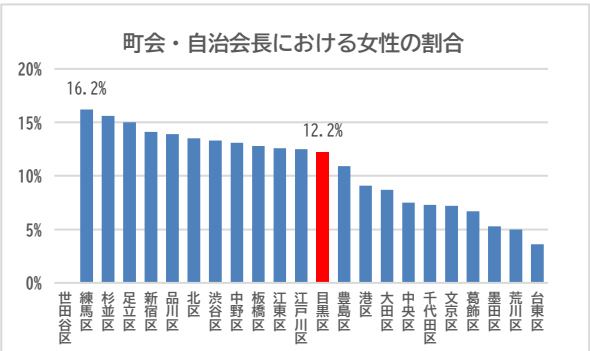








※荒川区：データなし



※世田谷区：データなし

[1] 目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績調査」（令和 8(2026)年度）では 41.8%
[2] 上記調査では 26.5%
[3] 上記調査では 15.8%

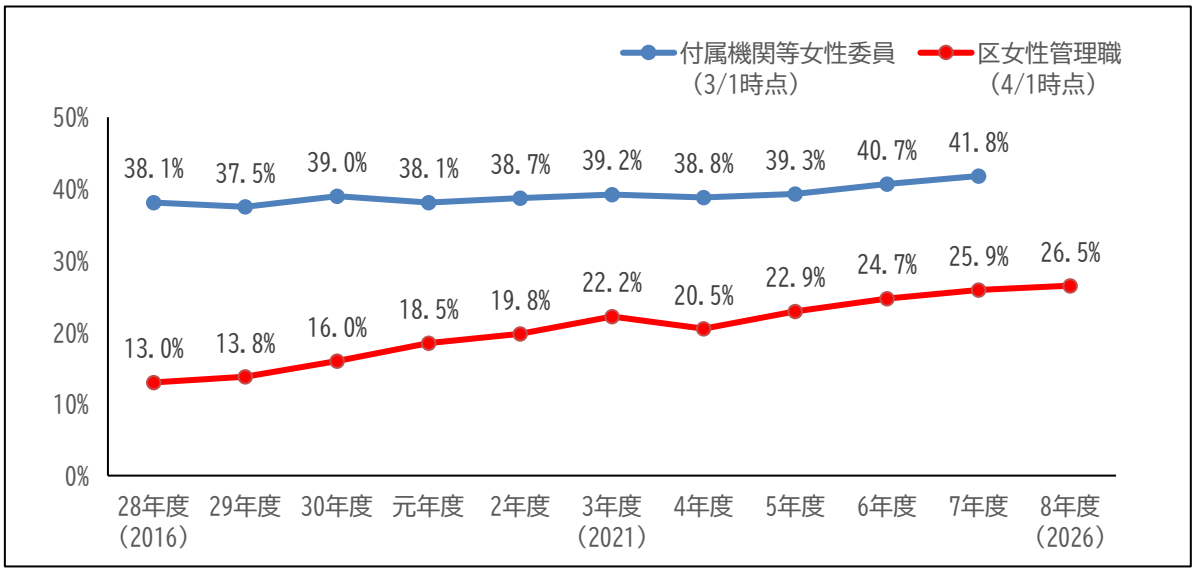
個別目標１　区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

区が設置する付属機関や私的諮問機関（以下「付属機関等」という。）の女性委員の割合は上昇を続け、令和 8(2026)年 3 月 1 日時点で 41.8%となり、区の女性管理職の割合も令和 7(2025)年 4 月には 25%を超えました。係長職では 52%が女性となっています。

改善傾向は続いていますが、付属機関等では関係団体からの女性委員の推薦割合が低いことや区管理職の女性割合は未だ低いことなど課題はあります。

こうした課題を踏まえ、付属機関等や区の政策決定の場における女性の参画拡大に向けて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を図っていきます。また区の各職場において職員の男女の均衡を図るよう、各職場の実情を踏まえながら進めていきます。

【付属機関等の委員と区の管理職における女性割合の推移】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績調査」

個別目標の指標

指　標	基準値	目標値
区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	41.8%	45～55%範囲内
区の管理職女性割合	26.5%	（調整中）
【参考指標】都内事業所管理職の女性割合（係長相当職を含む）	20.7%	―

施策①　審議会等への女性の参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
1	審議会等への女性の参画拡大	女性委員 45%～55%の目標に向けて「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」を活用します。所管課には（特に関係団体に対して）女性委員の積極的な選出を依頼し、改選結果の報告を求めます。	企画経営課 人権政策課 関係各課	主目的 継続

施策②　女性職員のエンパワーメント支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
2	女性職員に対する係長職昇任能力実証・管理職選考の受験促進	政策決定や組織運営の場に男女が参画できるよう、係長職昇任能力実証・管理職選考について、女性職員に積極的な受験を促します。	全課 （人事課）	主目的 継続
3	女性職員のキャリア形成のための支援	女性職員に対し、自身のキャリアビジョンを描きながら昇任への意欲の醸成を図る研修など、年齢や職層にあったキャリア形成支援を実施します。	人事課	主目的 継続
4	女性管理職を増やすための仕組みづくり	区の特定事業主行動計画の内容を踏まえて、女性管理職を増やす仕組みづくりやキャリア形成支援を検討、実施します。	人事課	主目的 継続
5	女性教員の管理職試験の受験促進	女性教員の管理職試験の受験を促進します。	教育指導課 （全区立学校）	主目的 継続

施策③　その他、区職員へのアプローチ（女性登用に関する啓発、職場づくり等）

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
6	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	職務実態を踏まえて、性別に偏らない職員配置や職務分担を推進します。	全課 （人事課）	主目的 継続
7	情報提供と取組促進に向けた啓発	男女平等・共同参画審議会からの意見・答申や東京都・国・他自治体の情報など、区職員の男女平等・共同参画意識の啓発に関する情報提供を行います。	人権政策課	主目的 継続
8	男女平等・共同参画のための研修や職場づくり	区職員の男女平等・共同参画意識を醸成し、女性職員が果敢にチャレンジできる職場づくりに向けた取組を行います。	人事課	主目的 継続

個別目標２　地域活動における女性の参画拡大

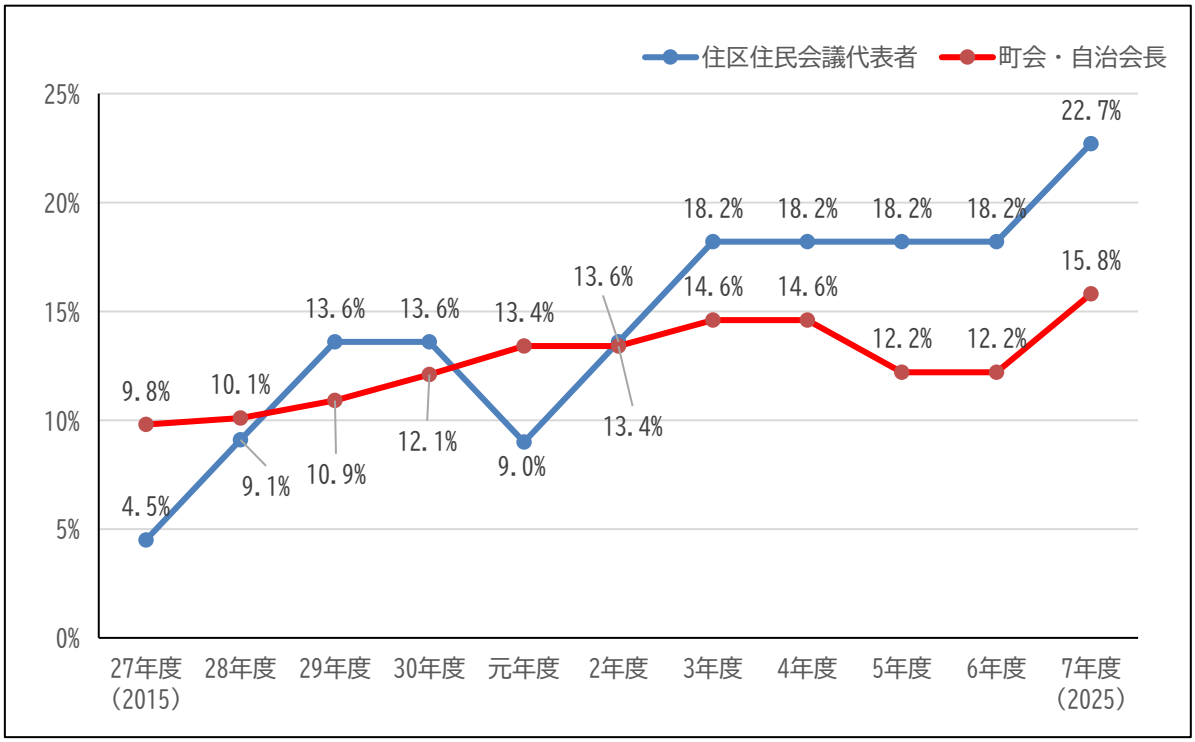
区では、町会・自治会、住区住民会議をはじめとする様々な団体によって、地域のコミュニティ活動が活発に展開される中で、区民相互・団体相互で力を出し合って、助け合い、支え合うとともに、行政と連携・協力を図りながら地域課題の解決に取り組んでいる姿を目指しています。地域のコミュニティは、防犯、防災、子育て、交通安全、環境美化、社会福祉など生活に欠かせない活動を担っています。

一方、ＩＣＴ（情報通信技術）の発展により、必要な情報が簡単に得られるようになるとともに、様々な生活関連のサービスが提供されるなど社会状況が大きく変化しています。こうした利便性の向上と相まって人々の価値観や生活スタイルが多様化したことは、日常生活における近隣の人と人とのつながり（地域コミュニティ）の希薄化の一因になっています。その結果、地域コミュニティを支える町会・自治会や住区住民会議の担い手は不足するとともに役員の高齢化・固定化という問題も顕在化しています。その解決に向けて、担い手を増やすには、地域における女性の更なる参画が望まれます。

町会・自治会長に女性が占める割合は、全国で 8.4%[1]、東京都は 14.8%[2]となっています。区では町会・自治会長の女性割合は 15.8%、住区住民会議では 22.7%とそれらを上回っていますが、代表者の多くは男性が担っています。

女性の参画を促進するため、地域活動団体等に対する男女平等・共同参画の意識啓発や団体への支援、学習・交流の場の提供など環境整備に努めます。

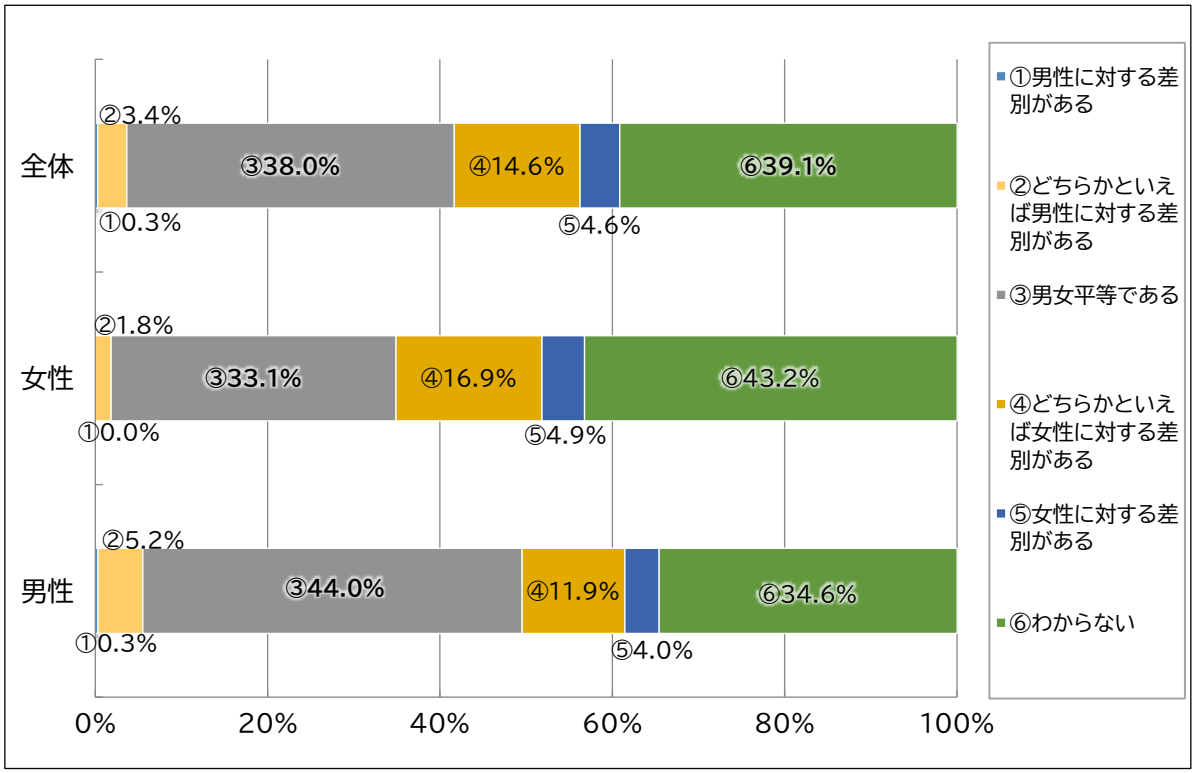
【地域活動代表者の女性割合の推移】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績調査」

[1] 内閣府男女平等参画局「男女共同参画白書」（令和 8(2026)年度版）
[2] 内閣府ウェブサイト「市区町村女性参画状況見える化マップ[令和 7（2025）年度](閲覧 2026.9)

【地域の活動や行事での男女平等意識】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
町会・自治会長の女性割合	15.8%	20%以上
住区住民会議代表者の女性割合	22.7%	30%以上
地域の活動や行事で「男女平等である」と思う人の割合	38.0%	40%以上
【参考指標】自治会長に占める女性の割合（東京都）	14.8%	―

施策①　地域活動における女性に参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
9	地域活動団体等に対する男女平等・共同参画の意識啓発	男女が均等に地域活動に参加・参画し、共に活動を担うための啓発を行います。	地域振興課 スポーツ振興課 関係各課	関連 継続

施策②　男女平等・共同参画に関する活動を行う団体等への支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
１０	地域の女性リーダーの育成支援	地域における女性リーダーを育成するため、女性団体が実施する研修を支援します。	人権政策課	主目的 継続
１１	区民活動団体への講師派遣等支援事業の実施	区民活動を支援するため、社会教育関係団体への講師派遣事業を行います。	生涯学習課	関連 継続
１２	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	男女平等・共同参画センターが男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	主目的 継続
１３	調査研究、情報収集及び資料室の充実	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための調査研究、情報収集を行うとともに、資料室を通じて情報提供を行います。	人権政策課	主目的 継続
１４	学習・交流の場の提供	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の談話コーナー・交流コーナーやコミュニティルームを提供します。	人権政策課	主目的 継続
１５	活動団体への支援	男女平等・共同参画センターの登録団体の施設利用を促進し、活動を支援するとともに、団体や利用者の交流を促進します。	人権政策課	主目的 継続
１６	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営・意見交換	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	主目的 継続

個別目標３　働く場における女性の参画拡大

働くことは人々の生活を支える経済的な基盤と言えます。働くことを希望する全ての人が、働く場において性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮できるようにすることが求められます。男女共同参画、女性活躍に係る取組を推進することは、全ての人の就業環境の改善のみならず組織力の向上にもつながり、男女ともに暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現に資するものです。

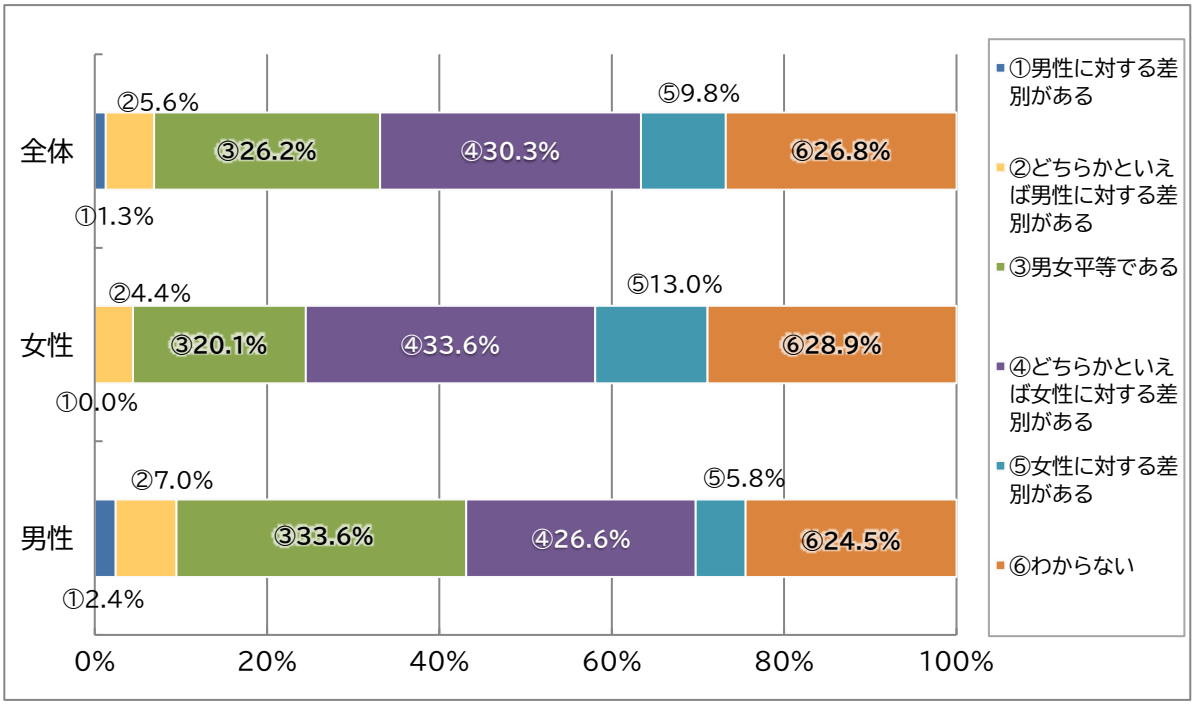
「目黒区内の労働・雇用・職場の分野で男女平等であると思う人の割合」は、一貫して上昇を続け、前計画初年度である令和 4(2022)年度の区民意識調査では 15.1％であったものが、令和 8(2026)年度には 26.2％と目標値の 25％以上に達しています。また、令和 4(2022)年度の区民意識調査では、69.6％の区民が「女性に対する差別がある」又は「どちらかといえば女性に対する差別がある」と回答していましたが、令和 8(2026)年度に

は、40.1%と大きく減少しています。

令和 8(2026)年度の東京都の「男女雇用平等参画状況調査」では、「都内事業所の女性管理職（係長相当職を含む）比率」が 20.7%となり、令和 4(2022)年度の 17.0%よりも 3.7 ポイント増加しています。

さらに改善されるよう、区だけでなく区内事業者に対しても女性の参画拡大に向けた取組を一層推進するよう働きかけていきます。引き続き男女平等・共同参画、女性活躍社会の実現に向け、女性の起業・就労・人材育成及びエンパワーメントを支援していきます。

【労働・雇用・職場における男女平等意識】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
労働・雇用・職場で「男女平等である」と思う人の割合	26.2%	30%以上
【参考指標】都内事業所管理職(係長相当職を含む)の女性割合	20.7%	―

施策①　働く場における女性の参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
１７	女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座等の実施	区民・事業者に対して、女性の参画意識の醸成、参画促進及び多様な働き方を支援するため、講座の開催等による啓発事業を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課	主目的 継続

施策②　女性の就労・起業支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
１８	起業に関する相談事業の実施	女性の起業者という点にも配慮した起業に関する相談を行います。	産業経済・消費生活課	主目的 継続
１９	就労相談事業の実施	ワークサポートめぐろにおいて、就労相談事業を実施します。 また、内職の相談とあっせんを行います。	産業経済・消費生活課 高齢福祉課	主目的 継続

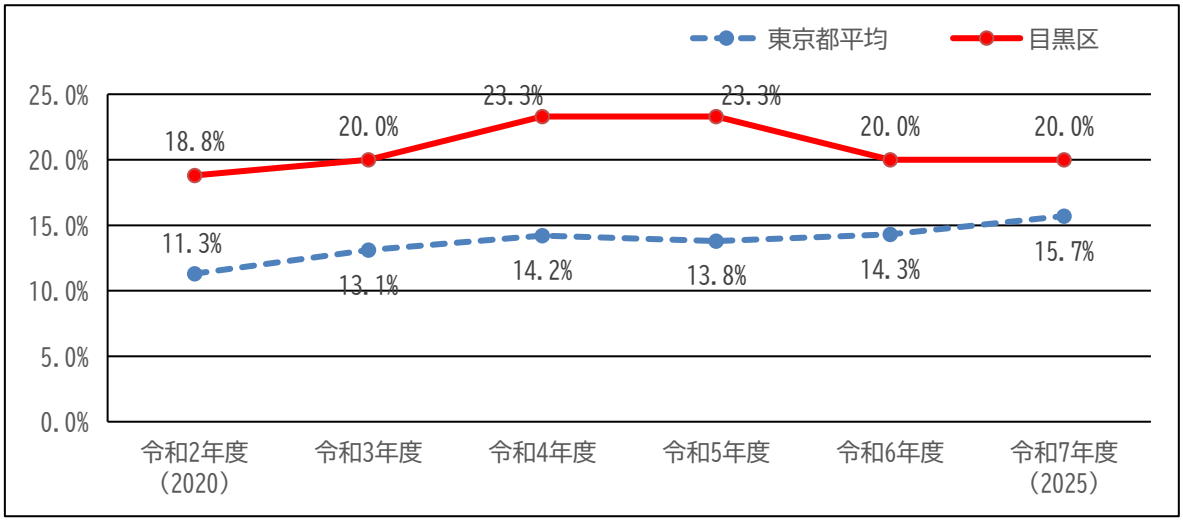
個別目標４　防災における女性の参画拡大

地震、津波、風水害等の自然現象による災害は、被害を受けた人の状態や環境等により、その程度が大きく異なると考えられています。女性や子ども、社会的弱者・少数者である人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。性別等によっても災害から受ける影響に違いがあり、こうした点に十分に配慮した災害対応が行われることが必要です。災害という非常時において固定的な性別役割分担意識が影響したり、性暴力や配偶者等からの暴力の被害が生じたりすることも懸念されます。

平常時からあらゆる施策において男女平等・共同参画の視点を持つことが大切です。非常時には、女性への負担の集中などを回避し、また性のあり方の違いについても配慮できるよう、日ごろから対応策を検討しておくことが大切です。

区では必要に応じて様々な視点を防災施策に取り入れるとともに、区の防災会議や地域防災訓練など実際の活動においても男女平等・共同参画及び性の多様性への対応に留意して推進します。

【区の防災会議の女性割合の推移】



内閣府ウェブサイト「市区町村女性参画状況見える化マップ」及び目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績調査」をもとに区が作成

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
区の防災関連施策において「女性や性の多様性への対応」が推進されていると思う人の割合	―%	40%以上

施策①　防災の場における女性の参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
２０	防災会議における女性構成委員の充実	防災会議の女性構成員を増やし、女性の視点を取り入れた防災施策を充実します。	危機管理課	主目的 継続
２１	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備	様々なニーズを防災備蓄品に反映させるため、女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備を行います。	防災課	主目的 継続
２２	避難所運営協議会への女性の参画	避難所運営に女性のニーズをより反映させるため、避難所運営協議会への女性の参画を促進します。	地域防災推進課	主目的 継続
２３	地域防災訓練への女性の参画	災害時に女性が自ら状況を判断して動ける力を身に付けられるようにするため、地域防災訓練への女性参加者を増やす取組を行います。	防災課	主目的 継続
２４	女性防災リーダーの育成	防災知識の普及や災害時の対応等に幅広く女性の視点を反映させるため、女性防災リーダーの育成に取り組みます。	防災課	主目的 継続

Ⅱ．基本目標　ライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）の推進とそのための環境整備

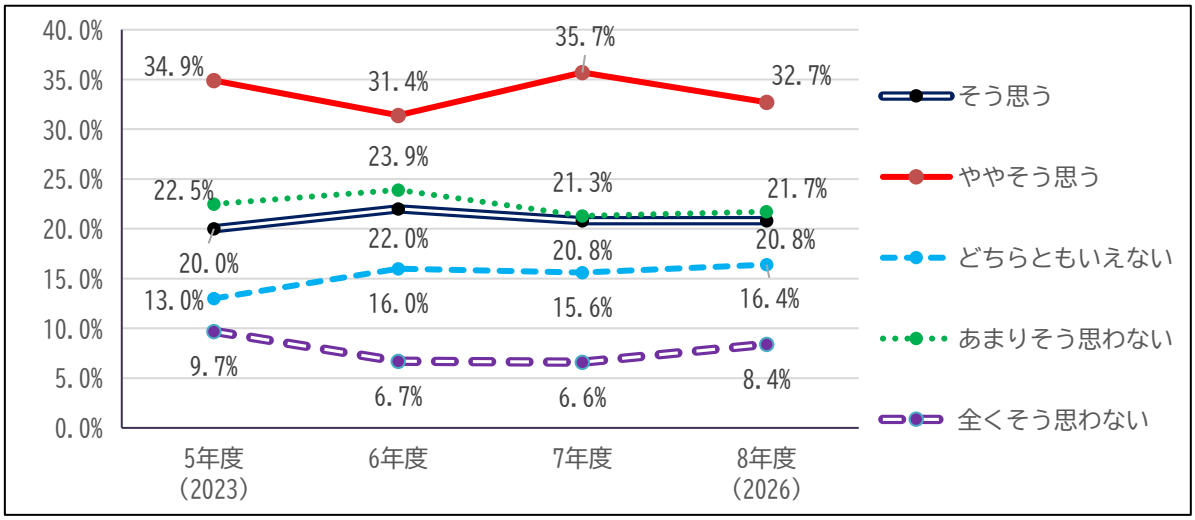
充実した人生を歩むためには、働きながら生活が豊かになるよう、それぞれの状況に合わせて仕事と生活を調和(ワーク･ライフ･バランス)させる必要があります。これにより、仕事に対する充実感が得られやすくなるとともに、家事・子育て・介護などへの参加のほか、自己啓発のための時間や、家族・友人等と時間を過ごす余裕も生まれます。また、地域活動への参加機会が増えることで、人々の生活に欠かせない地域コミュニティの活性化にもつながります。その結果、肉体的・精神的・社会的な真の幸福（充実感）を総合的に満たされた状態（well-being[1]）の実現に大きく寄与することになります。

女性の就業率については、いわゆるM字カーブ問題がほぼ解消し、男性の育児休業の取得率も向上しています。しかしながら、共働き家庭の増加や少子高齢化などを背景として、固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児・介護の負担の偏り、男性の長時間労働等、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆるＬ字カーブ問題など様々な課題が残されており、その解消を図っていく必要があります。

令和８年度の「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」では、自己の生活で「ワーク･ライフ･バランスがとれていると思うか」との質問で、53.5%の人が「そう思う」「ややそう思う」と回答し、30.1%が「全くそう思わない」「あまりそう思わない」と回答しています。

区の男女平等・共同参画及び女性活躍推進に係る取組は、これらの課題の解消に資する施策を推進し、ライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）の実現を目指します。

【ワーク･ライフ･バランスの実現度】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」

[1] 「well-being」とは、世界保健機関憲章前文（昭和 23（1948）年４月）において、「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態」とされています。また、内閣府の「第６次男女共同参画基本計画」（令和８（2026）年３月）において、「well-being について確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念」と説明されています。

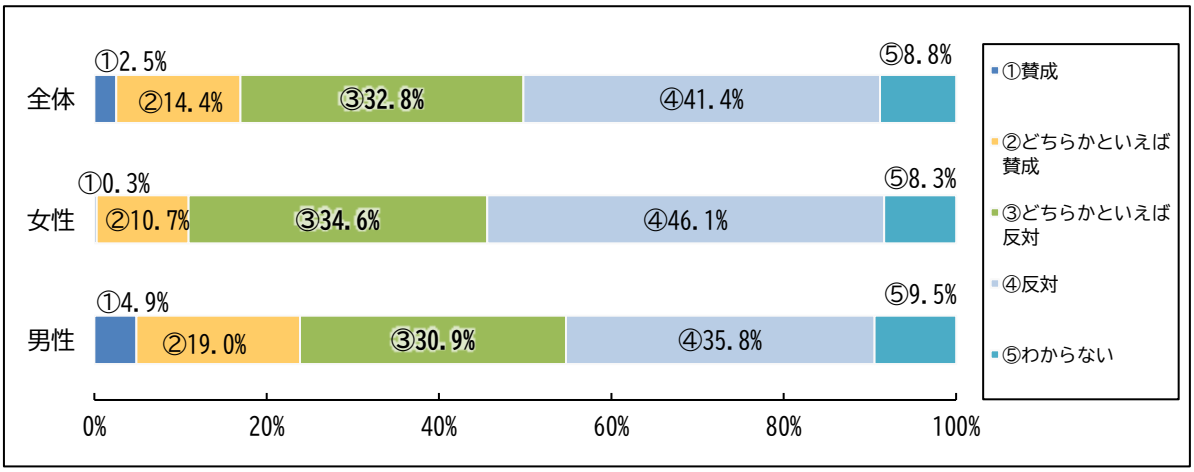
個別目標１　幼年期・青年期からの意識啓発

男女が個性や能力を様々な分野で発揮し、仕事と生活を調和させ、ライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）を実現するためには、あらゆる場面における固定的な性別役割分担意識を解消することが必要です。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念は、幼少の頃から長年にわたり、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)となって形成されていきます。

幼年期・青年期は、成長するに伴って親や学校など身近な人間関係やＳＮＳ等の影響を受け、性別に係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を抱きやすいと考えられるため、幼年期・青年期から男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する意識を醸成することが大切です。

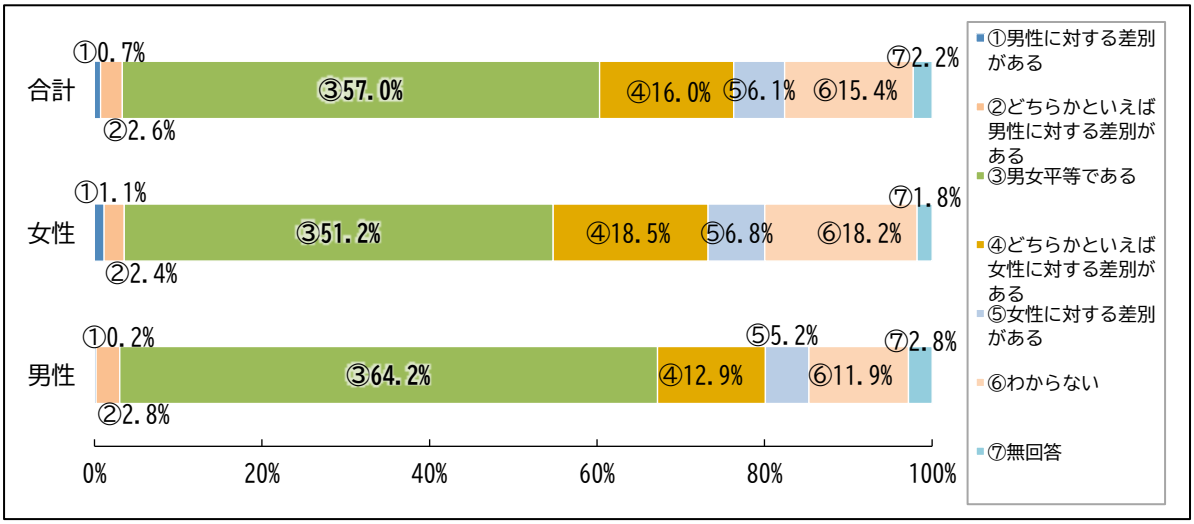
子どもが性別により将来の可能性を制限されることがないよう、大人も含めた意識啓発や情報発信を行うとともに、学校等においては、男女平等・共同参画や固定的な性別役割分担にとらわれない意識の啓発に取り組みます。

【社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

【学校教育における男女平等意識】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
固定的な性別役割分担に反対及びどちらかと言えば反対と思う人の割合	74.2%	80%以上

施策①　固定観念にとらわれない意識と教育の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
２５	男女平等教育推進のための情報提供	各種たよりの発行や進路指導などに活用するための啓発資料の作成・配布により、情報提供を行います。	教育指導課	主目的 継続
２６	保育事業における男女平等・共同参画の取組の実施	区立保育園や学童保育クラブにおいて、男女平等・共同参画の視点を持った保育の充実に努めます。	放課後子ども対策課 保育課	主目的 継続
２７	男女混合名簿の使用	出席簿において男女に順序を付けるような取扱いをしないため、男女混合名簿の使用を継続します。	教育指導課	主目的 継続
２８	教員に対する男女平等研修の実施	学校における男女平等教育の推進を図るため、研修を実施します。	教育指導課	主目的 継続
２９	男女平等教育に関する研究の促進	男女平等教育をはじめとした人権教育についての研究を促進します。	教育指導課	主目的 継続
３０	児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発	教育を通じて、児童・生徒の男女平等・共同参画の意識を醸成します。	教育指導課	主目的 継続
３１	学校教育を通じたメディア･リテラシーの育成	メディアから発信される、男女の役割分担を固定的に捉えるような意識に基づく情報・表現を、主体的に解釈し考えることができるよう、児童・生徒のメディア･リテラシーを様々な教育活動を通じて育成します。	教育指導課	主目的 継続
３２	あらゆる世代に対するメディア･リテラシー向上の取組	固定的な性別役割分担意識に基づいたメディアの映像や表現を適切に解釈するとともに、適切に表現できるようにするための啓発事業を実施します。	人権政策課	主目的 継続

施策②　多様な選択肢と価値観の認知拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
３３	事業者への啓発	事業者に対し、パンフレットやインターネット等の各種媒体を通じて情報提供するとともに、取組事例の紹介や講座開催により理解促進を図ります。	人権政策課 産業経済･消費生活課	主目的 継続
３４	学習情報の提供	男女平等・共同参画の視点に立った学習情報の提供を行います。	生涯学習課	関連 継続
３５	社会教育講座を通じた意識の醸成	社会教育講座を通じて、男女平等・共同参画の意識の醸成を図ります。	生涯学習課	関連 継続

個別目標２　仕事と生活（家事・育児・介護等）の両立支援

内閣府の令和 8(2026)年男女共同参画白書（以下「白書」という。）によると、昭和 60（1986）年の時点で、雇用者の共働き世帯（共働き世帯）数は 718 万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる世帯（専業主婦世帯）数は 936 万でしたが、令和 7(2025)年時点で共働き世帯は 1,245 万世帯となり、専業主婦世帯数（358 万世帯）の約 3.5 倍となっています。共働き世帯のうち、妻がフルタイムの共働き世帯数は 542 万世帯、パートタイム労働世帯は 712 万世帯であり、いずれも増加傾向にあります。15 歳から 64 歳女性の就業率も 75.3%と 10 年前（64.6%）と比べて 10.7 ポイント上昇し、男性の 84.6%に迫っています。

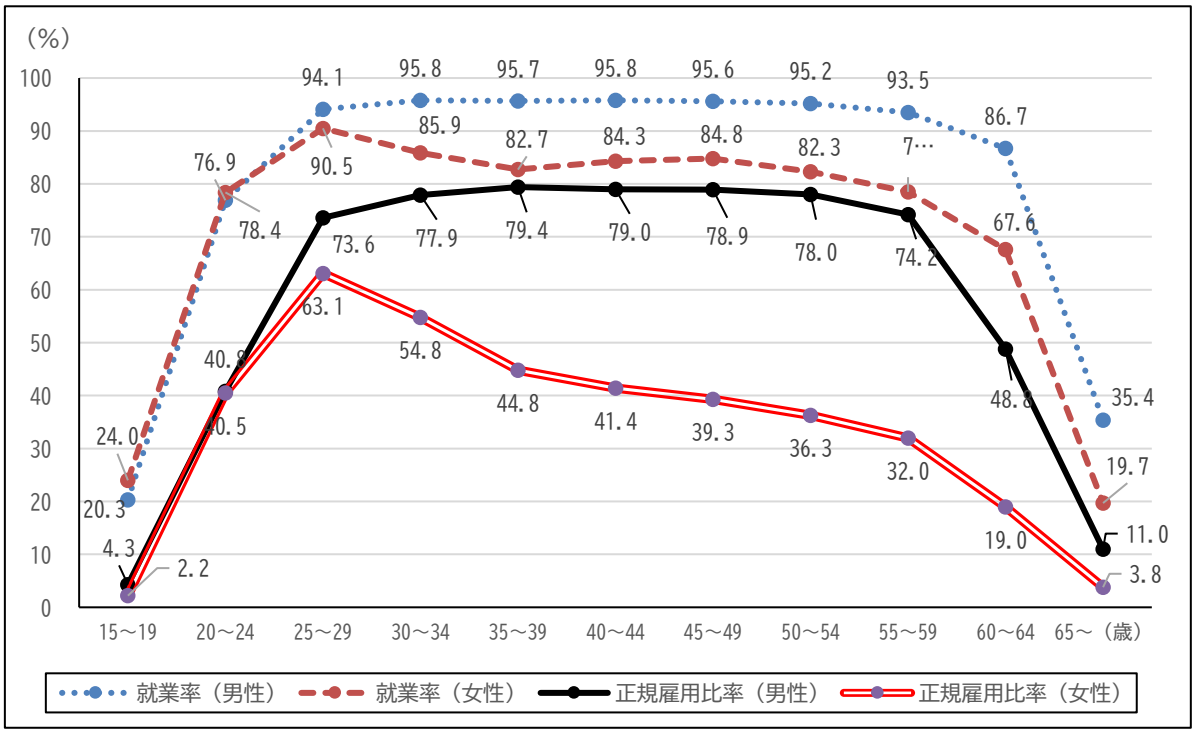
家事・育児・介護等の多くを女性が担っている中、正規雇用の女性が出産を契機に退職又は働き方を変え、非正規で働くといういわゆるＬ字カーブ問題が続いています。

令和 8(2026)年度の区民意識調査において、育児・介護について「主に妻が行っている」又は「主に妻で、夫が一部分担している」と回答した人は、育児は 78.2%、介護では 54.8%となっています。内閣府の調査[1]では、男性は仕事をして家計を支えるべきだと考える人の割合が全項目のうち最も高いという結果が出ています。こうしたことは、女性の社会的活躍を制限するだけでなく、男性自身にとっても重荷になっているとの指摘もあり、男女平等・共同参画社会や女性活躍社会の形成の阻害要因となっています。

ライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）を実現するためには、働きたい人が家事や子育て、介護等の負担があっても仕事を続けられ、その能力を十分に発揮して多様なキャリア形成と人生設計を可能にしていく必要があります。パートナー間等での話し合いによる合理的な分担、子育てや介護負担を軽減する様々なサービスの充実、子育てや介護者同士の交流など地域での取組など支援策を多角的に展開していきます。

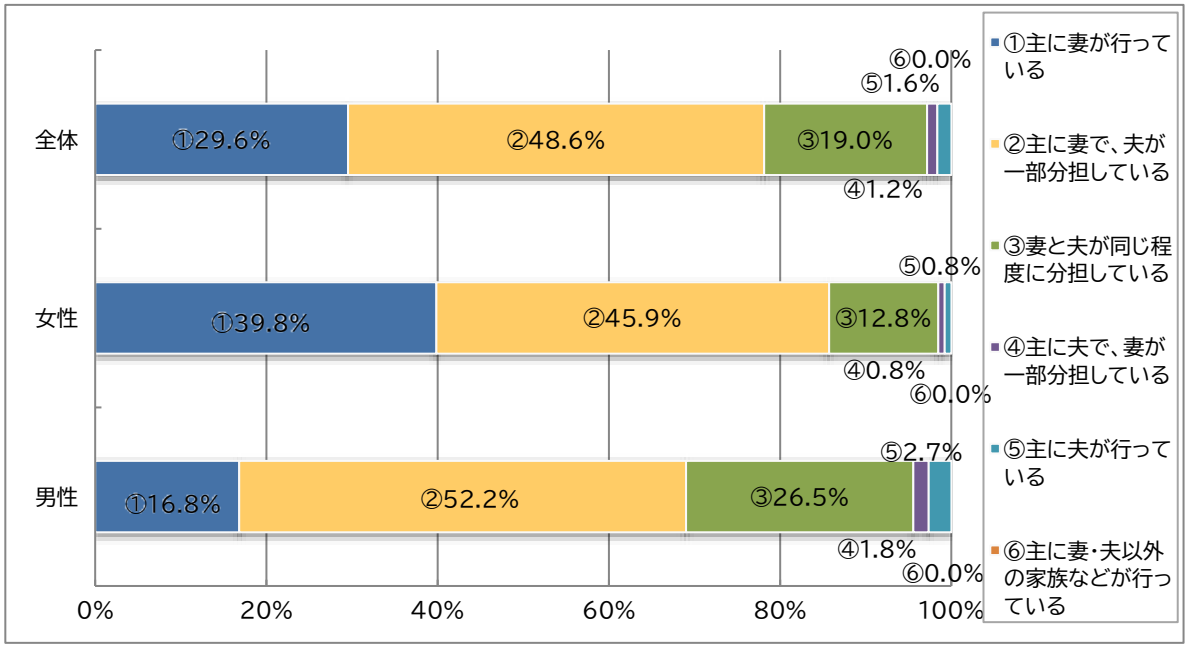
[1] 内閣府「令和４年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」

【就業別人口比率（男女、年齢階級別・令和 7(2025)年）】



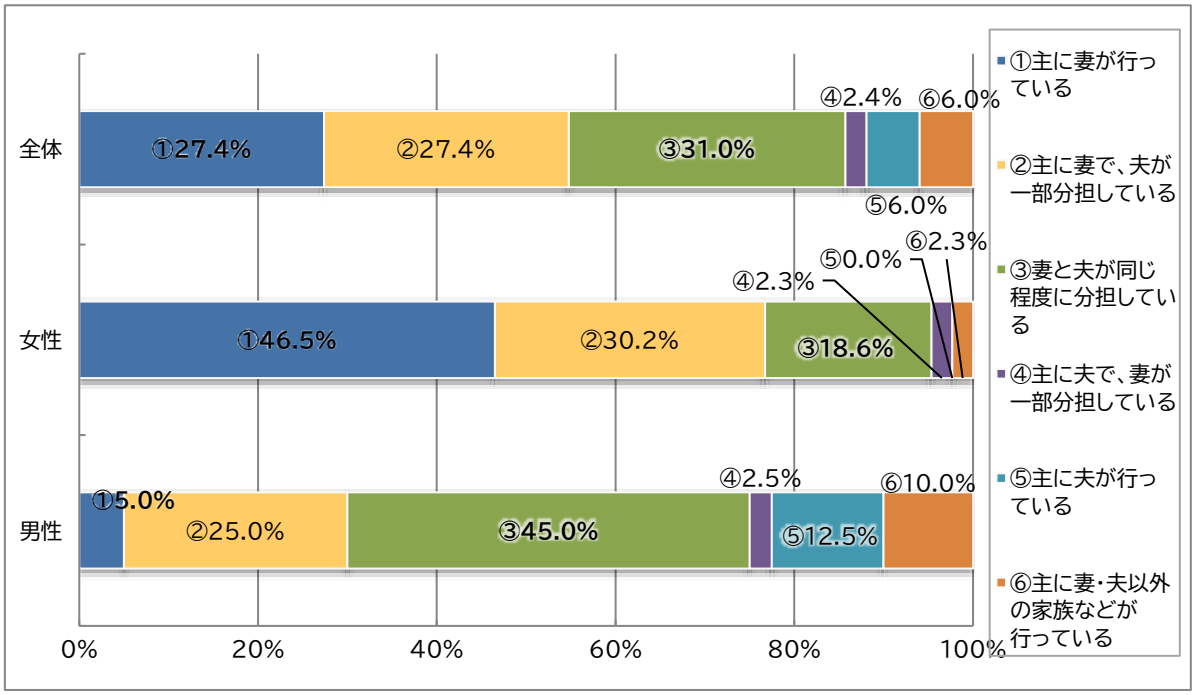
（備考）1．総務省「令和 8(2026)年男女共同参画白書」をもとに区が作成。
2．労働力人口比率は、当該年齢階級人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
3．正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

【家庭で育児の分担をどのようにしているか】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

【家庭で介護の分担をどのようにしているか】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
自身のワーク・ライフ・バランスが良い状態にあると思う人の割合	53.5%	60%以上
家庭生活(家事・育児・介護)の分野で、男女平等であると思う人の割合	26.2%	40%以上
夫婦共働きである世帯において、家事を同じ程度に分担していると思う人の割合	30.7%	40%以上
区の男性職員の育児休業取得率	約 87.5%	95%以上

施策①　ワーク・ライフ・バランス促進に向けた啓発・取組

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
３６	事業者への啓発	事業者に対し、パンフレットやインターネット等の各種媒体を通じて情報提供するとともに、取組事例の紹介や講座開催により理解促進を図ります。	人権政策課 産業経済・消費生活課	主目的 継続 No.33 再掲

３７	事業者における取組の情報収集	事業者のワーク･ライフ･バランスの取組に関する情報を収集します。	人権政策課	主目的 継続
３８	事業者向け啓発事業の実施	事業者に対し、各種媒体を通じてワーク･ライフ･バランスについての啓発を行います。	人権政策課	主目的 継続
３９	事業者支援事業の実施	ワーク･ライフ･バランスの推進に向けて事業者が実施する内部研修等の取組を支援し、促進します。	人権政策課	主目的 継続
４０	仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発と支援	仕事と生活を両立させるため、従来の働き方を改革する意識の啓発や情報提供を行うなど、より良い働き方をするための支援を行います。	人権政策課 産業経済･消費生活課	主目的 継続
４１	区職員のワーク･ライフ･バランス推進に向けた取組	区職員のワーク･ライフ･バランス推進に向けて、多様で柔軟な働き方の検討や従来の働き方の見直しに取り組みます。	人事課	主目的 継続
４２	区職員が子育てや介護を担いながら働くための支援	子育てや介護を担いながら働く職員を支援するため、職場全体でサポートする意識の醸成や休暇等制度の利用促進に取り組みます。	全課 （人事課）	主目的 継続

施策②　家事・育児・介護の知識及び技術の習得機会の提供

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
４３	男性の参画促進に向けた意識啓発	家事や子育て、介護に男性の参画を促進するための啓発を行います。	人権政策課	主目的 継続
４４	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	料理教室や家事講座、消費生活講座、育児教室、家族介護教室など、男性が参加しやすく、家庭において家事・育児・介護を担うために必要な基礎的知識や技術を習得できる講座を開催します。	人権政策課 産業経済･消費生活課 地域保健課 福祉総合課 生涯学習課	主目的 継続

施策③　子育て・介護を行う人の社会参加に向けた支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
４５	自主グループへの支援	地域の子ども・子育てに関する自主グループの活動内容等に関する情報発信や、自主グループの紹介、相互交流を目的としたイベントの開催などを通じて、自主グループの支援を行います。	こども家庭センター	関連 継続

４６	ネットワークづくりの支援	育児学級やはじめての子育ての集いなどの開催を通じて、子育て期にある親達の交流などのネットワークづくりを支援します。	地域保健課	関連 継続
４７	子育てふれあいひろば事業の実施	「ほ･ねっと　ひろば」やこども家庭センター、保育所、児童館等における遊び場の提供を通じて、子育てに関する相談や情報提供、サークル等の支援を行います。	放課後子ども対策課 こども家庭センター 保育課	関連 継続
４８	家族介護者の交流機会の充実	家族介護者が社会から孤立することを防ぐため、介護者同士の交流を深めるとともに、精神的な負担の軽減や介護に関する情報を交換することができる場を提供します。	福祉総合課 障害施策推進課 障害者支援課	関連 継続

施策④　仕事と生活の両立に向けた環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
４９	緊急一時保育の実施	家族の入院により保育者がいないなど、一時的に保育を必要とする場合に、保育所で就学前の子どもの保育を行います。	保育課	関連 継続
５０	学童保育クラブの充実	新規整備により定員数を確保するとともに、運営事業者への指導等を通じて保育の質を確保し、学童保育クラブの充実を図ります。	放課後子ども対策課	関連 継続
５１	育児支援サービス事業の実施	シルバー人材センターにおいて、高齢者の知識と経験を活用し、育児サービスを必要とする家庭への支援を行います。	高齢福祉課	関連 継続
５２	ファミリー･サポート･センター事業の実施	ファミリー･サポート･センターのあっせんで、子育て家庭への支援を行います。	こども家庭センター	関連 継続
５３	乳幼児・子どもショートステイ事業の実施	保護者が病気、出産、仕事のための出張等の理由で、一時的にお子さんを養育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行います。	こども家庭センター	関連 継続
５４	妊産婦・乳幼児等への包括的支援の実施	妊娠期から出産、子育て期にわたり、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行い、関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。	地域保健課 こども家庭センター	関連 継続
５５	子育てに関する相談・支援の実施	子どもや子育てに関する相談を受け、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行います。	こども家庭センター	関連 継続

５６	子育て情報の提供	子育て情報ポータルサイトや子育てアプリの運営に区民の視点を取り入れ、「めぐろ子育てホッ！とブック」の発行などと併せて子育て情報を提供します。	こども家庭センター	関連 継続
５７	各種相談事業の充実と連携	高齢者に関わる各種相談事業を充実させるとともに、相談機関の連携を図ります。	福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課	関連 継続
５８	介護に関する相談事業の充実と情報提供	介護に関する相談を行うとともに、情報の提供を行います。	福祉総合課 高齢福祉課 障害施策推進課 障害者支援課	関連 継続
５９	在宅介護支援事業の充実	在宅支援ヘルパーの派遣、紙おむつの支給、出張理美容サービスの提供などを通じて、高齢者の在宅支援を行います。	高齢福祉課	関連 継続

個別目標３　高齢期における生涯にわたる共同参画の促進

総人口に占める高齢者人口の割合は、令和 8(2026)年の 19.6%から上昇を続け、令和 29(2047)年には 33.2%に上昇する見込みです。このような状況を踏まえ、高齢者についても社会を支える重要な一員として、早い段階から地域とのつながりや居場所を持つといった社会参加を図ることが必要です。

高齢期においても、性別に関わらずいきいきと活躍し、共同参画できる地域をつくるためには、固定的な性別役割分担意識を解消する取組も必要であり、特に高齢女性が地域において指導的地位への参画に意欲を持てるような社会の形成が求められます。

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
高齢期（65 歳以上）において「男女平等である」と思う人の割合	―	50%以上

施策①　性別役割分担意識の解消を促す意識改革と学習支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
６０	学習の機会の提供	各種講座や講演会の開催を通じて、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けた学習の機会を提供します。	人権政策課	主目的 継続

施策②　地域活動における高齢女性の参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
６１	地域活動団体等に対する男女平等・共同参画の意識啓発	男女が平等に地域活動に参加・参画し、共に活動を担うための啓発を行います。	地域振興課 スポーツ振興課 関係各課	関連 継続 No.9 再掲
６２	地域の女性リーダーの育成支援	地域における女性リーダーを育成するため、女性団体が実施する研修を支援します。	人権政策課	主目的 継続 No.10 再掲
６３	いきがい支援事業における男女平等・共同参画	いこいの家コミュニティルームや高齢者センター事業、竹の子クラブへの支援を通じて、高齢者のいきがいづくりを支援します。	高齢福祉課	関連 継続

個別目標４　ライフステージに応じた健康支援

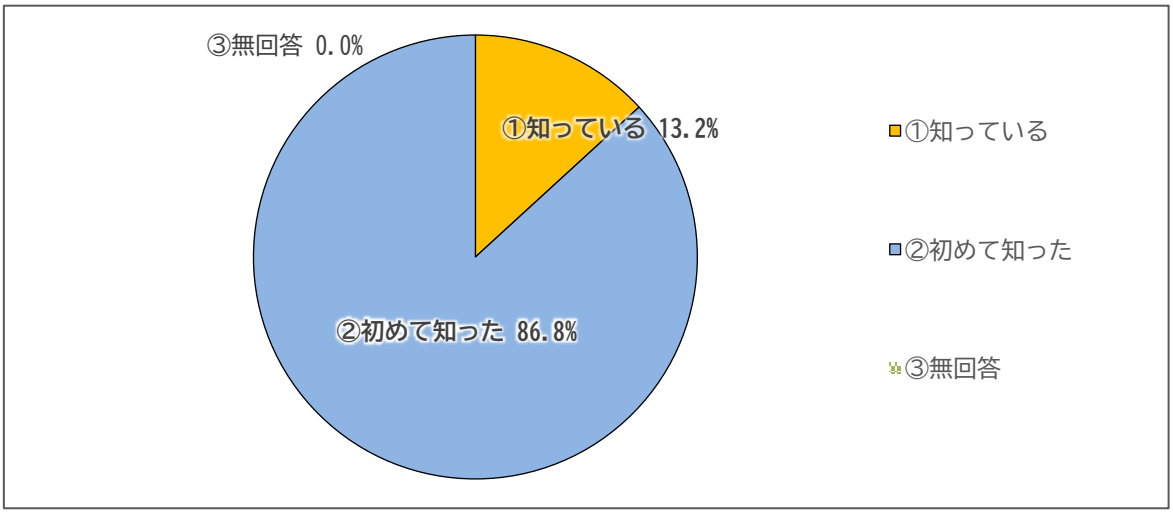
男女が互いの身体的性差を十分に理解したうえで、助け合い支え合いながら健康に生きることは、自身のライフステージに応じた多様な幸せ（well-being）の実現に欠かせないものであり、ひいては豊かな地域社会の実現につながるものです。

健康を享受するには、心身及びその健康における正確な知識・情報を収集し、健康維持・向上に向けて主体的に行動することが重要です。特に女性は、年代や月経・妊娠・閉経等よって心身の状況が大きく変化するという特性があり、望まない妊娠や性感染症の防止も考慮する必要があります。「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（ＳＲＨＲ）の考え方は、ＳＤＧｓの中でも取り上げられており、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。これは、全の人が性や生殖に関することを自ら選択し、差別や暴力を受けることなく、必要な情報や医療を利用できるという国際的に認められた基本的人権の考え方です。性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の観点を踏まえて取り組む必要があります。

男性においても、少なからず更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響も考えられ、健康を害する生活習慣や自殺やひきこもりの割合が女性に比べて多い状況があります。男女ともに特性に応じた健康課題に対する理解や支援が必要です。

今後も、長寿化はさらに進むとみられることから、人生１００年時代を意識しながら、各種相談事業や教育、学習機会の提供など、男女平等・共同参画及び性の多様性の観点を踏まえながら、ライフステージに応じた健康支援を行っていきます。

【リプロダクティブ･ヘルス／ライツを知っているか】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合	58.6%	70%以上

指　標	現状値	目標値
区の健康支援施策が「充実している」と思う人の割合	―%	50%

施策①　包括的教育と性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の普及啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
６４	性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の普及啓発	性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の考え方について、各種媒体や講座を通じて普及啓発します。	人権政策課	主目的 継続
６５	相談事業の実施	性や健康に関する相談事業を実施します。	人権政策課	主目的 継続
６６	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	性や健康に関する教育が人間教育の一環として位置付けられ、児童・生徒の発達段階に応じて系統的に指導することができるよう、性教育に関する計画に基づいた教育を行います。	教育指導課	主目的 継続

施策②　ライフステージや性別、障害の有無に配慮した健康支援の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
６７	自立訓練事業の実施	障害者が自立した生活を送ることができるようにするための機能訓練や生活訓練を行います。	障害者支援課	関連 継続
６８	各種健康診査の実施	生涯にわたって健康づくりを支援するため、特定健康診査、健康づくり健診等、各種健康診査を実施します。	健康推進課 保健予防課	関連 継続
６９	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	こころとからだに大きな変化が生じる妊娠期・出産期において、安心して過ごすことができるよう、各種事業を通じて専門職が支援を行います。	地域保健課	関連 継続
７０	入院助産費用の援助	経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定助産施設を利用した場合に出産費用の一部を援助します。	子ども若者課	関連 継続
７１	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	生活習慣病予防を含めた健康講座を開催し、健康学習を行います。	健康推進課	関連 継続
７２	女性のからだに関する相談の実施	女性のからだに関する相談事業を実施します。	人権政策課	関連 継続

Ⅲ．基本目標　男女平等・共同参画と性の多様性に関する人権が尊重される社会の形成

全ての人が尊重され、性別等に関わらず平等に安心して暮らしていける社会の形成には、その基盤づくりとして人権を尊重する意識の醸成が重要な課題となります。性別等の違いを理解し、尊重し合うことが大前提であり、そのための啓発・理解促進の取組が不可欠です。

性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどは、暴力犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生に深刻な影響を及ぼします。近年では、これらをはじめとして生活困窮や家出、人身取引など、女性を取り巻く問題は、ソーシャルメディアの急速な普及などと相まって多様化・複雑化しており、東京都女性相談センターの相談件数も増加の傾向にあります。女性だけではなく、男性も被害を受けることもあり、このような問題の根絶と被害者に対する心身のケアや自立支援に取り組み、あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成に努めます。

第 6 次計画によると特に女性の単独世帯の貧困率が高い状況にあることが示唆されています。貧困等生活上の困難は、若年層から高齢層まで、全ての年代の女性に生じ得る課題であり、こうした女性への支援にも取り組みます。

性的指向や性自認（ＳＯＧＩ）は、自身で選択できるものではなく、生きていく中で変えることができるものでもありません。周囲が正しい知識を持つとともに、性的マイノリティの方が地域で安心して住み続けることができるよう、性の多様性を尊重する意識の醸成と支援に取り組みます。

女性は、妊娠、出産、更年期等、ライフステージごとに特有の健康課題を抱えるため、健康状態が年代により変化しやすいという状況があります。性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の観点から、性差による健康状態の違いを理解できるよう正しい知識の普及に努めます。人生 100 年時代を見据えた包括的な健康支援を行います。

「人権」は、人が生きる際の全てのことに関わります。計画では、男女平等・共同参画及び性の多様性が尊重される社会の形成という観点から施策を展開します。

個別目標１　人権を尊重する意識の醸成

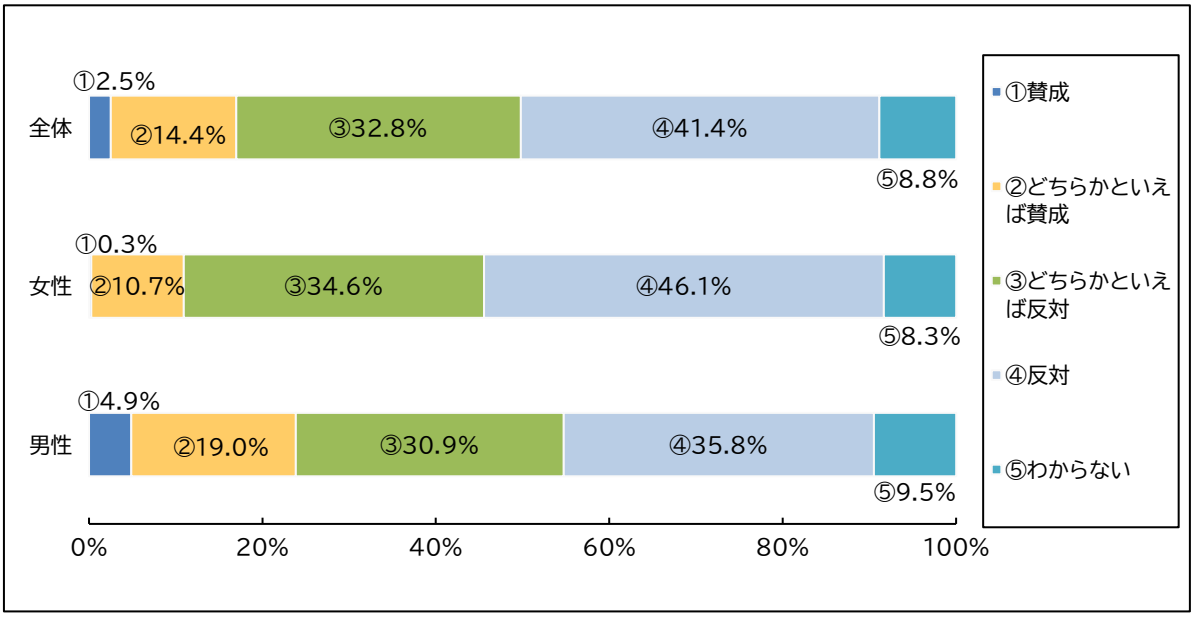
誰もが性別等に関わらず個性と能力を十分に発揮できるようにするため人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠です。命を大切にし、相手の望まない行為は暴力となり得ることを理解する必要があります。

性別ごとに規定された固定的な役割分担や特定の性別等に関する偏見に基づいた情報が氾濫しており、軽率な情報発信が人権侵害につながることもあります。ソーシャルメディ

ア[1]やAI[2]の利用が広がる現代社会に即したメディア・リテラシー[3]として、情報を批判的に捉え、かつ各種メディアを適切に利用する能力を身につけることのできる啓発に取り組みます。

また、「性と生殖に関する健康と権利」（ＳＲＨＲ）の観点は、人権を尊重する意識の醸成を図るうえで重要です。自らの身体やセクシュアリティをめぐる自己決定や「性的同意」の重要性について理解する必要があります。性的な暴力、望まない妊娠等の人権侵害が起きている現状に鑑み、人権に関する啓発事業においても「性と生殖に関する健康と権利」（ＳＲＨＲ）の理解増進に取り組みます。

【社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
「男女ともに人権が尊重されている」と思う人の割合	―%	50%以上

[1] インターネット上で利用者同士が情報を作成・共有し、交流できるサービスやプラットフォームの総称

[2] 人間の知的活動（学習、推論、認識、判断、問題解決など）をコンピュータ上で実現する技術やシステム

[3] メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のことです。本計画においては、主に固定的な性別役割分担意識に基づいた映像・表現等や性を商品化した情報を適切に読み解くとともに、適切な表現や情報発信を行うことができる能力をいいます。

施策①　性別等に関する固定的な考えに基づく情報を読み解く力の向上および情報発信者・各種デジタル機器の利用者としての人権意識の醸成

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
７３	学校教育を通じたメディア･リテラシーの育成	メディアから発信される、男女の役割分担を固定的に捉えるような意識に基づく情報・表現を、主体的に解釈し考えることができるよう、児童・生徒のメディア･リテラシーを様々な教育活動を通じて育成します。	教育指導課	主目的 継続 №31 再掲
７４	あらゆる世代に対するメディア･リテラシー向上の取組	固定的な性別役割分担意識に基づいたメディアの映像や表現を適切に解釈するとともに、適切に表現できるようにするための啓発事業を実施します。	人権政策課	主目的 継続 №32 再掲

施策②　性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）に関する理解の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
７５	性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の普及啓発	性と生殖に関する健康と権利（ＳＲＨＲ）の考え方について、各種媒体や講座を通じて普及啓発します。	人権政策課	主目的 継続 №64 再掲
７６	母子保健事業における啓発	母子保健事業において、妊娠・出産を通じて性や身体に関する正しい知識の普及を図るとともに、自らの身体について主体的に意思決定を行えるように支援します。	地域保健課	関連 継続
７７	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	性や健康に関する教育が人間教育の一環として位置付けられ、児童・生徒の発達段階に応じて系統的に指導することができるよう、性教育に関する計画に基づいた教育を行います。	教育指導課	主目的 継続 №66 再掲
７８	性や健康に関する情報や学習機会の提供	性や健康に関する知識を習得する中で、互いを尊重し合える意識づくりを図り、情報と講座等による学習機会の提供を行います。	人権政策課 保健予防課	主目的 継続

個別目標２　性的マイノリティ等性の多様性を尊重する意識の醸成と支援

令和 7(2025)年度に厚生労働省が作成した資料[1]では、性的マイノリティの方の割合は約 10 人から 30 人に 1 人としており、身近なところに「いない」のではなく「よく知らない」だけだと考える必要があります。令和 7(2025)年度の区民意識調査では、性的指向や性自認に関する何らかのハラスメントについて 17.6%の人が「見聞きしたことがある」と回答しています。

また、令和 7(2025)年度の「目黒区人権に関する調査」において、性的マイノリティの人権を守るために必要な取組を尋ねたところ、「性的マイノリティの正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進めること」との回答が 48.1%と最も多く、次に「法律や制度を整備する」の 29.1%でした。性的マイノリティの方は、必ずしも自身の性的指向や性自認について他人に開示（カミングアウト）するわけではないので、周囲から分からないことも多く、困難や生きづらさが表面化しにくい面があります。一方、問題の可視化が進むことはアウティング[2]などの被害につながる可能性があり、慎重な対応が求められます。

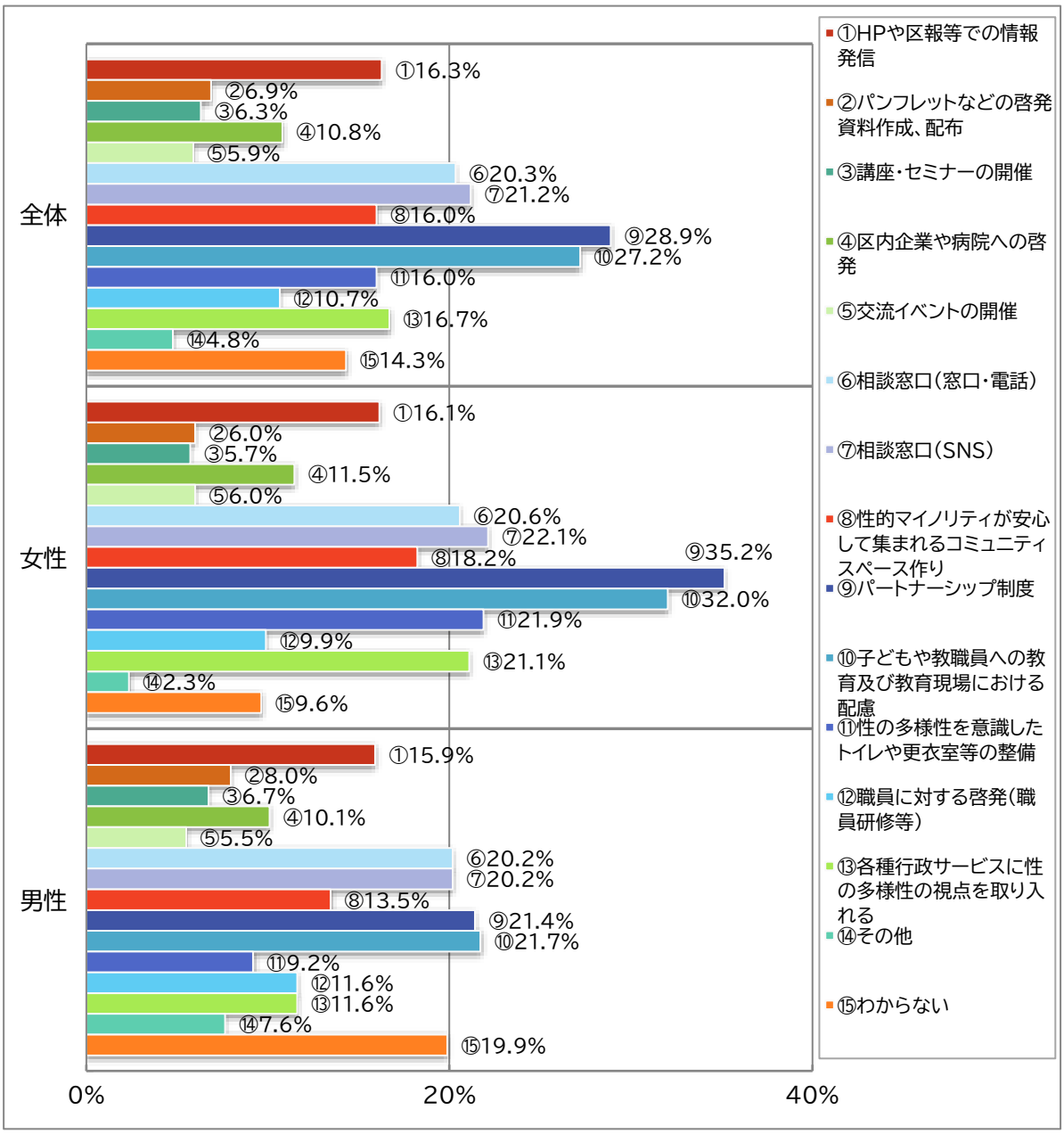
令和 5(2023)年 6 月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称：ＬＧＢＴ理解増進法）では、事業主や一部の学校設置者に普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等に努めることとされました。また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（通称：労働施策総合推進法）に基づく指針ではハラスメント防止対策が事業主に義務付けられています。

人権の観点から「理解の促進」と「困難解消」を両輪として推進し、学校、職場、地域、行政のあらゆる場面において、性的マイノリティ当事者も安全に暮らせる環境の構築を図っていきます。

[1] 厚生労働省「性の多様性に関する基礎知識編」（令和 7(2025)年度）

[2] 本人の承諾がないまま第三者に暴露する行為（出典：第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画 ）

【性の多様性を尊重する社会の実現に向け、区が取り組むべきこと。（回答は３つま



で）】

目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合	41.5%	50%以上

施策①　性の多様性に関する理解の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
７９	性の多様性の理解促進に向けた啓発	性の多様性についての区民や事業者の理解を促進するため、講座の開催等の各種啓発事業を行います。	人権政策課 生涯学習課	主目的 継続
８０	性の多様性の理解促進に向けた教育の実施	性の多様性について理解を深めるための教育を行います。	教育指導課	主目的 継続
８１	区職員の理解促進	区職員に対し、男女平等・共同参画及び性の多様性についての理解を促進するための研修を実施します。	人権政策課	主目的 継続

施策②　性的指向及び性自認に基づく困難等の解消

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
８２	多様な性の在り方についての相談・支援の実施	性的指向及び性自認に基づく困難等を解消するため、相談・支援に取り組みます。	人権政策課 関係各課	主目的 継続
８３	多様な性の在り方に配慮した人事・労務管理・福利厚生等の取組	区職員の人事、労務管理、福利厚生等において、多様な性の在り方に配慮した取組を行います。	人事課	主目的 継続
８４	学校や園における幼児・児童・生徒への支援の実施	教育の場において、多様な性の在り方に配慮した環境づくりに取り組みます。	教育指導課	関連 継続
８５	東京都パートナーシップ宣誓制度活用の促進	東京都パートナーシップ宣誓制度について区民周知を図るとともに、新規事業の制度設計時にパートナーシップ関係が認められる同性カップル等が対象外とならないよう各所管に周知する。	人権政策課 関係各課	主目的 新規
８６	パートナーシップ制度の検討	国や他自治体の動向を踏まえ、区独自の制度を含めた制度のあり方を検討します。	人権政策課	主目的 新規

個別目標３　配偶者等パートナーからの暴力の根絶及び被害者支援・保護

配偶者等からの暴力については、被害者は女性であることが多く、加害者に罪の意識が薄いうえに家庭内という顕在化しにくい状況にあるということから、被害が深刻化しやすい性質があります。

さらに、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、行動の監視や交友関係の制限なども含まれ、被害者の生命や心身の安全を脅かし、人格や尊厳を傷つける深刻かつ重大な人権侵害であり、社会問題として捉える必要があります。

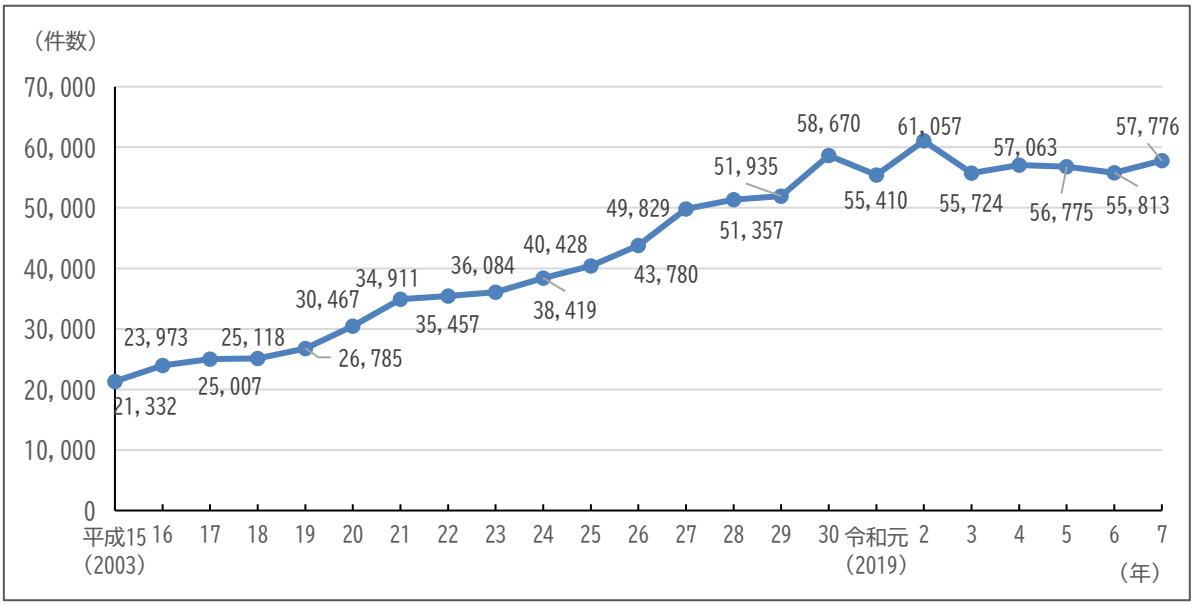
人権を守り、男女平等・共同参画社会の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を根絶するとともに被害者を支援・保護するための不断の取組が必要です。

東京都内の配偶者暴力相談等件数の推移を見ると、近年、件数は増加していないものの5万件後半で高止まりしています。また、令和8(2026)年度の区民意識調査では、「過去1年間に被害に遭ったことがある」と回答した人のうち、約6割の人が誰にも相談しなかったと回答しています。

配偶者等からの暴力については、未然防止や早期発見につながるよう、全ての区民に対して積極的な啓発を行います。また、被害の発生に備えて、区の配偶者暴力相談支援センターやその他の適切な相談機関等の周知案内を徹底します。被害者支援においては、初期の緊急対応から自立支援まで切れ目なく対応できるよう、関係機関等との連携を一層強化していきます。

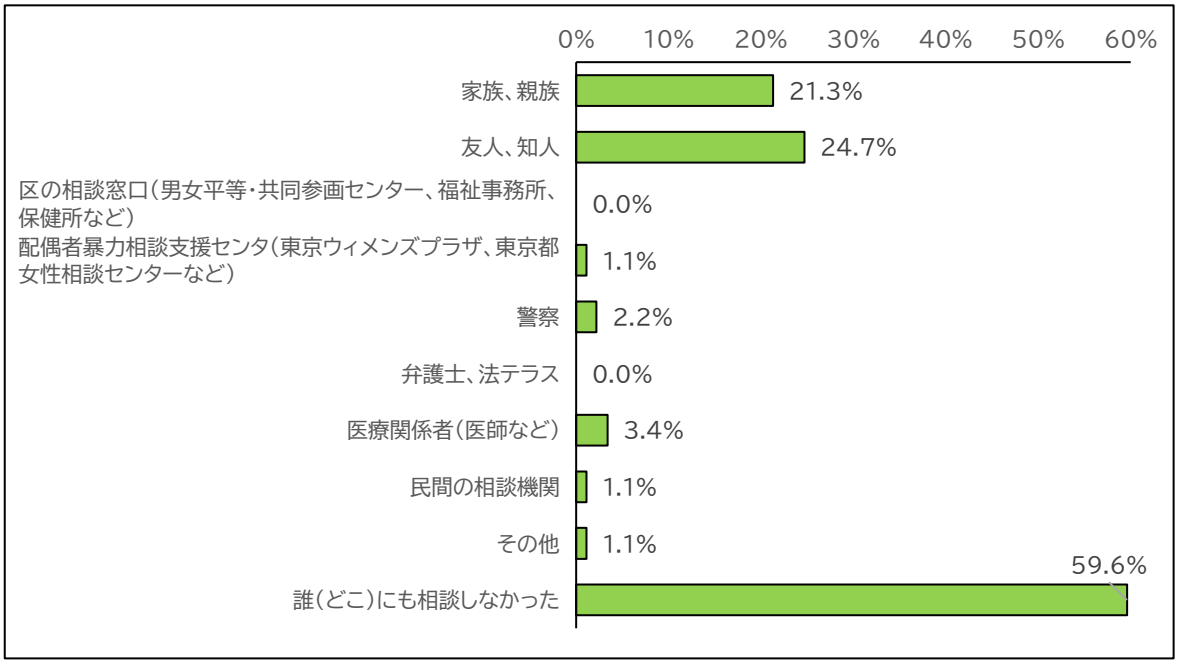
また、若年層で発生することが多い交際相手から受ける暴力（デートＤＶ）については、学校等を通じてデートＤＶの防止に向けた啓発に努めます。児童のいる家庭における配偶者等からの暴力については、児童に対する身体的虐待や心理的虐待につながる可能性があることを十分認識し、関係機関と密接に連携を図りながら適切に対応します。

【東京都内の配偶者暴力相談等件数の推移】



東京都「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」をもとに区が作成

【配偶者等から暴力を受けたときの相談先】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
配偶者暴力相談支援センターの認知度	―%	20%以上

施策①　配偶者間等、親密関係において発生する暴力の根絶のための意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
８７	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	配偶者等からの暴力の根絶に向け、各種媒体やパネル展示、講座等を通じた啓発に取り組みます。また、被害者に自発的な相談を促すための情報提供を行います。	人権政策課	主目的 継続
８８	デートＤＶ防止に向けた啓発事業の実施	区立中学校等の生徒に対し、デートＤＶについての啓発事業を実施します。	人権政策課	主目的 継続
８９	暴力の防止に向けた啓発事業の実施	暴力の防止に向けて、各種媒体や講座の開催等を通じて啓発事業を実施します。	人権政策課 福祉総合課 高齢福祉課	主目的 継続

施策②　被害者に対する相談・支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
９０	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力に関する相談、被害者の自立支援事業や緊急一時保護事業を行います。	人権政策課 関係各課	主目的 新規
９１	相談体制の充実	配偶者等からの暴力防止に向け、各種相談事業の周知徹底と充実を図ります。	広聴広報課 人権政策課 地域保健課 福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課 子ども若者課 こども家庭センター 関係各課	主目的 継続

施策③　関係者・団体等との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
９２	ＤＶ防止関係機関連絡会議の開催	目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議を通じて、関係機関との連携を図ります。	人権政策課	主目的 継続
９３	東京都との連携	東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター等との連携を図り、情報収集を行います。	人権政策課	主目的 継続

個別目標４　性別等に基づく暴力を容認しない社会の形成と被害者支援

性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、望まない性的画像の生成・共有等は、重大な人権侵害です。男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会の実現を阻むものであり、社会全体でこれらの行為の防止が図られなければなりません。

特に、同意のない性的行為が暴力であることを社会全体で理解し、起きてしまった暴力については、被害者の支援・保護を徹底する必要があります。

性別等に基づく暴力は誰にでも起こり得る人権侵害ですが、国内外の調査[1]では被害者の多くが女性であることが示されています。その背景には、性別による力関係の不均衡や固定的な性別役割分担意識が存在しています。女性への暴力については、配偶者等からの暴力と共通する取組が多いため、包括的に取り組んでいきます。

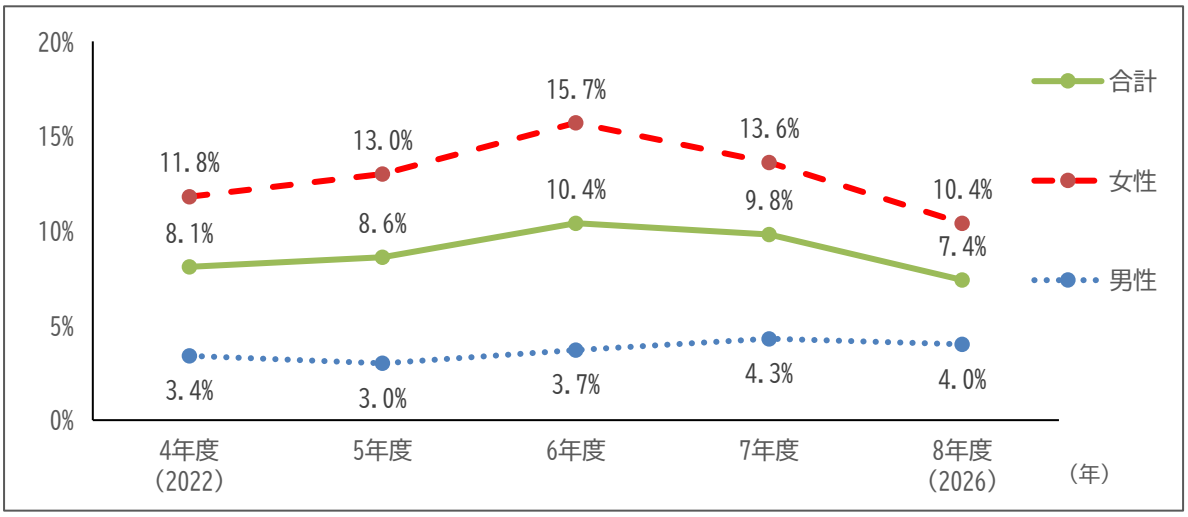
また、ハラスメントには、セクシュアルハラスメントをはじめ、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等についても根絶に向けた幅広い取組が必要です。ハラスメント

[1] 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和6(2024)年3月）、国連女性機関（UN Women）「Facts and figures: Ending violence against women」（令和7(2025)年11月）

は職場で発生することが多いため、特に事業者への啓発に取り組みます。

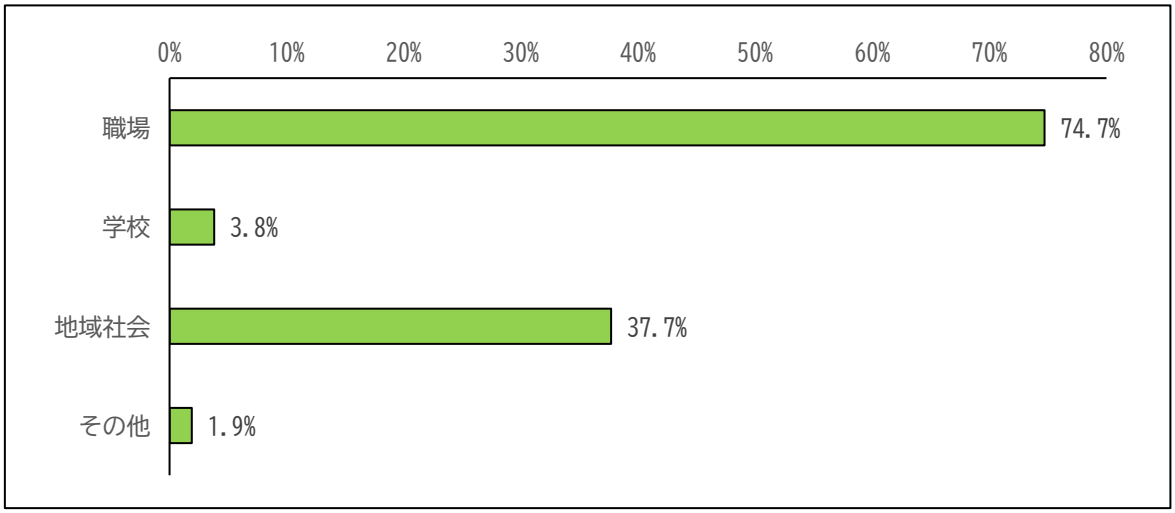
全ての人が性別等に基づく暴力やハラスメントの加害者、被害者、傍観者とならないよう、個人や事業者への啓発と合わせて相談事業の充実や関係機関との連携を通じ、暴力やハラスメントを容認しない社会の形成と被害の最小化、被害者支援の充実を図ります。

【セクシュアルハラスメント被害経験者割合の推移】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」

【セクシュアルハラスメントを受けた場所】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」（令和 8(2026)年度）

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	7.4%	年々減少

施策①　女性に対する暴力の根絶、被害者の支援等

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
９４	女性に対する暴力の防止に向けた相談事業の充実及び関係機関との連携	暴力の防止に向けて、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	広報広聴課 人権政策課 福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課 子ども若者課 こども家庭センター 関係各課	主目的 継続

施策②　性的な暴力・被害者の支援等

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
９５	事業者等に対する啓発	セクシュアルハラスメント等の性差に起因するハラスメントについて、各種媒体や動画配信などを通じて事業者に啓発を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課	主目的 継続
９６	早期発見のための啓発事業の実施	区民等がセクシュアルハラスメント等の行為を受けた際に速やかに相談機関等に相談できるよう、啓発事業を実施します。	人権政策課	主目的 継続
９７	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	広報広聴課 人権政策課	主目的 継続
９８	区職員に対する研修の実施	区職員に対し、セクシュアルハラスメント等の防止に向けた研修を実施します。	人事課	主目的 継続
９９	区職員のハラスメント相談対応	区職員からのセクシュアルハラスメント等に関する相談を受け付け、相談内容に応じた適切な対応を行います。	人権政策課 人事課	主目的 継続

個別目標５　困難な問題を抱える女性への支援

令和 4(2022)年、女性の福祉、人権の尊重・擁護、男女平等を基本理念として、困難を抱える女性一人ひとりに寄り添った包括的な支援を行うため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）が制定され、令和 6(2024)年 4 月に施行されました。

困難な問題を抱える女性が必要な支援は非常に多岐にわたるため、女性が相談できる窓口を広く用意し、どこに相談しても適切な支援につなげることができるよう、関係する所管の連携を強化しながら適切に対応することが必要です。まずは、支援のために必要な施策を講ずるため、関係機関の連携体制については、困難女性支援法第 6 条により、日常業務遂行の中で関連する所管が、相談者の状況に応じて随時構築して対応します。困難女性支援法が掲げる基本理念に沿った対応を行っていきます。

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
【参考指標】女性相談の件数	98 件	―
【参考指標】こころの悩みなんでも相談件数	1,150 件	―
困ったときに相談できる人や場所が「ある」と答えた区民の割合	―%	年々増加

施策①　生活上の困難を抱えた女性等への支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
100	母親の会の開催	母親同士のグループ・ワークにより、育児不安の軽減を図ります。	地域保健課	主目的 新規
101	依存問題等家族相談	依存問題に悩む家族を対象にグループ・ミーティングを行い、知識や対応方法を学びながら思いを共有し、気持ちの整理や気づきを支援します。また、本人・家族への心理職による個別相談も実施します。	地域保健課	主目的 新規
102	精神保健相談	精神障害のある方とその家族を対象に専門医が相談に応じ、問題解決に向けた支援を行います。	地域保健課	主目的 新規
103	要支援妊婦への継続支援	妊婦面接時のアンケートや他機関からの連絡により把握した支援が必要な妊婦に対し、継続的な支援を行います。	地域保健課	主目的 新規

104	子どもの学習・生活支援事業の実施	生活困窮者世帯の子ども及び保護者を対象とし、子どもの学習支援とともに、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善にかかる支援を行います。	福祉総合課	主目的 新規
105	生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実	生活困窮者自立支援法による自立相談支援機関である相談窓口「めぐろ　くらしの相談窓口」において、生活上の不安や困りごとを一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	福祉総合課	主目的 新規
106	受験生チャレンジ支援貸付事業の実施	中学 3 年生・高校 3 年生又はこれに準じる方を対象に、学習塾の受講料や高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸し付けを行い、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちが受験に挑戦することを支援します。	福祉総合課	主目的 新規
107	居住支援体制の推進	住宅課と連携しながら、住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えます。	福祉総合課	主目的 新規
108	生活困窮者への相談支援	生活困窮者に対する生活相談を実施し、生活保護の要件に該当する場合は、関係機関と連携しながら生活保護を適用し、それぞれの課題に応じて自立を支援します。	生活福祉課	主目的 新規
109	ひとり親家庭・女性相談の実施	ひとり親家庭相談、女性相談を実施するとともに、ひとり親家庭のしおりの配布、ウェブサイトへの掲載等により相談事業について周知します。	子ども若者課	主目的 新規
110	緊急一時保護事業の実施	緊急に保護を必要とする母子及び女性の保護事業を実施します。	子ども若者課	主目的 新規

施策②　関係機関との連携を強化するための取組

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
111	相談事業における状況把握と関係機関との連携	相談者の状況に応じた必要な支援につなげるため、様々な機会をとおして関係課との連携を図っていきます。	関係各課	主目的 新規

112	ＤＶ防止関係機関連絡会議の開催	目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議を通じて、関係機関との連携を図ります。	人権政策課	主目的 継続 №94 再掲

Ⅳ．基本目標　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

区は、目黒区基本計画を令和4(2022)年3月に策定し、その中で「区政運営の考え方」として「人権・多様性を尊重する地域社会の実現」を掲げ、年齢や国籍、性別、性的指向や性自認、障害の有無や出自などによるあらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりの違いを個性として認め合い、多様性を尊重する社会の実現に向けた取組を推進すると定めています。

条例に掲げる「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり」は、区民生活全般にわたって関わるものです。計画を推進する際には、できるだけ区民や事業者等の合意が得られるよう視野を幅広く持つ必要があることから、審議会を設置して有識者や関係団体、区民の意見を取り入れながら、区の所管課や関係機関が緊密に連携して進める体制を整備しています。また、区民や事業者等の置かれている状況を把握したうえで施策に反映するため、適切な時期に必要な調査を行い、ＰＤＣＡサイクルのスキームを活用して効果を測りながら計画事業を実施し、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進してきました。

一方、課題もあります。

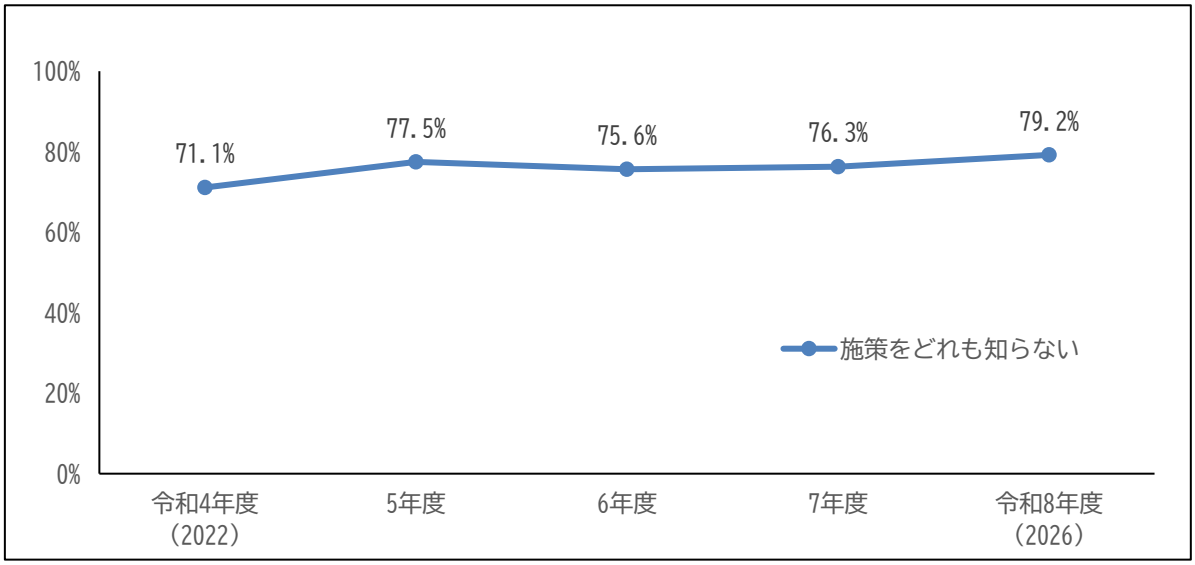
男女平等・共同参画センターは男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の推進に関する事業実施を担う重要な施設ですが、認知度が低い状況にあります。また、計画推進に当たっては、区民や事業者等が置かれている状況や意見を踏まえる必要がありますが、特に事業者等の参画を促し実効性のある取組を共に考えていく仕組みづくりが求められます。

区が掲げる「人権・多様性を尊重する地域社会の実現」のため、条例に掲げる様々な枠組みを活用して計画を推進し、区民や事業者、関係団体、関係機関等と連携しながら体制の強化を図っていきます。

個別目標１　推進体制の整備

条例第7条では「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり」は、区や区民、事業者、団体が協働して推進することとされています。そのため、区の啓発活動や拠点機能の整備が必要です。ここでは、区民等に対し、条例・計画の啓発・周知や拠点施設である男女平等・共同参画センター機能の充実など計画推進の根幹となる施策を取り上げます。現状では、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に向けた主要な施策等の認知度は低く、区が実施した令和8(2026)年度の区民意識調査では、8割弱の人が「どれも知らない」と回答しています。より一層の周知を図っていきます。

【区の男女平等・共同参画関連施策を知らない人の推移】



目黒区「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査」

個別目標の指標

指　標	現状値	目標値
区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	79.2%	60%以下
目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	11.9%	20%以上

施策①　計画浸透の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
113	条例等の認知度向上に向けた取組	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例や同条例で目指す社会づくり及び施策等に対する理解を促進するための取組を行います。	人権政策課	主目的 継続
114	担当者会議の活用	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を円滑に推進するため、人権・男女平等多様性推進担当者会議において調整を図りながら施策を推進します。	人権政策課	主目的 継続

施策②　拠点施設機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
115	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	男女平等・共同参画センターが男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	主目的 継続 No.12 再掲

116	調査研究、情報収集及び資料室の充実	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための調査研究、情報収集を行うとともに、資料室を通じて情報提供を行います。	人権政策課	主目的 継続 No.13 再掲
117	相談事業の充実と連携	女性のための相談など、各種相談事業を実施し、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応します。	人権政策課	主目的 継続
118	学習の機会の提供	各種講座や講演会の開催を通じて、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けた学習の機会を提供します。	人権政策課	主目的 継続 No.60 再掲
119	講座等における保育者の配置	講座等の開催に当たり、子育てをしている区民が参加できるよう、保育者を配置します。また、保育者を配置しやすくするために、保育者の登録を行います。	人権政策課	主目的 継続
120	学習・交流の場の提供	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の談話コーナー・交流コーナーやコミュニティルームを提供します。	人権政策課	主目的 継続 No.14 再掲
121	活動団体への支援	男女平等・共同参画センターの登録団体の施設利用を促進し、活動を支援するとともに、団体や利用者の交流を促進します。	人権政策課	主目的 継続 No.15 再掲
122	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営・意見交換	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	主目的 継続 No.16 再掲

個別目標２　計画推進に向けた社会状況の把握

社会の変化に対応した取組を続けていくためには、計画に定める施策の方向に基づいて担当の各課が実施した事業の実績や実施状況の調査のほか、適切な時期に必要に応じ区民意識や事業所等への調査を行い、施策の進捗状況を確認し、課題解決に向けて取り組むことが大切です。調査の方法・内容については、課題別の指標として設定した項目における現状が的確に把握できるものとなるよう、適時見直しを行います。

施策①　各種調査の実施

123	事業実績調査の実施	毎年度、計画に掲載した事業の実績調査を実施します。	人権政策課	主目的 継続
124	区民意識調査の実施	計画の改定に合わせ、区民の意識を把握し、男女平等・共同参画及び多様な性のあり方に関する区民意識調査を実施します。	人権政策課	主目的 継続
125	事業所調査実施に向けた検討	計画の改定に合わせ、区内中小企業等に対し、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に係る調査を実施します。	人権政策課 産業経済・消費生活課	主目的 新規
126	職員意識調査の実施	計画の改定に合わせ、区職員に対し、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に係る意識調査を実施します。	人権政策課 人事課	主目的 継続

個別目標３　区民・事業者等との連携

男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現には、区だけでなく区民や事業者等の理解が不可欠です。そのうえで、各主体が積極的に課題解決に向けて取り組んでいくことが求められます。そのためには、区が区民や事業者等と連携した取組を行うことが効果的です。

区は、条例でも区、事業者及び区民が協働して社会づくりを推進するとしていることから、様々な角度から男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の推進を考え、固定的な意識に捉われず、新たな視点からの協働を模索しながら取組を進めていきます。

施策①　多様な主体との意見交換の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
127	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営・意見交換	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	主目的 継続 No.16，No.122 再掲

施策②　区民・区民団体・事業者等との協働事業の実施

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
128	区民・区民団体等との協働事業の実施	講座や講演会など、区民・区民団体等との協働事業を実施します。	人権政策課	主目的 継続
129	事業者等との協働事業の実施	企画の段階からＮＰＯ法人や大学、企業等と協働して、講座や講演会等を実施します。	人権政策課	主目的 継続

個別目標４　国、東京都、他自治体との連携

社会情勢の変化などにより、新たな法や条例の制定・改廃があった場合、また、国や都の関連計画の改定、国や都、他自治体と連携した取組が求められる場合には、連携なくして進めることはできません。さらに、先進自治体等他自治体と情報交換等を行うことは、より効果的な施策の実施につながり、条例が目指す「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会」の実現に資するものです。東京都や他自治体と積極的に連携を図り、区の施策に生かしていきます。

施策①　関係機関との迅速かつ緊密な情報共有

事業番号	事業名	事業概要	担当	備考
130	国、東京都との連携	国や東京都から提供された情報を共有するとともに、各種調査等を通じて情報提供を行い、連携を図ります。	人権政策課	主目的 継続
131	他自治体との連携	他自治体と男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する施策についての情報交換等を行い、連携して施策を推進します。	人権政策課	主目的 継続

資　料

1　計画改定までの経過

日付・時期	経過
令和 7 年 7 月 28 日	『目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画』の改定を政策執行会議で決定
9 月 2 日	令和 7 年度第 3 回　目黒区男女平等・共同参画審議会 「社会情勢の変化に対応した『目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画』の改定の考え方について」（諮問）
11 月 4 日	令和 7 年度男女平等・共同参画審議会第 1 回計画改定小委員会
11 月 29 日	男女平等・共同参画審議会第 2 回計画改定小委員会
12 月 22 日	第 4 回　目黒区男女平等・共同参画審議会
令和 8 年 1 月 22 日	男女平等・共同参画審議会第 3 回計画改定小委員会
3 月 2 日	男女平等・共同参画審議会第 4 回計画改定小委員会
3 月 25 日	第 5 回　目黒区男女平等・共同参画審議会
5 月 26 日	令和 8 年度第 1 回　目黒区男女平等・共同参画審議会 「社会情勢の変化に対応した『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の改定の考え方について」（答申）
6 月 5 日	答申を政策執行会議に情報提供
7 月 1 日	第 2 回　目黒区男女平等・共同参画審議会
9 月 28 日	第 2 回人権・男女平等・多様性推進担当者会議
10 月 2 日	第 3 回　目黒区男女平等・共同参画審議会
10 月 22 日	計画改定素案を政策執行会議で決定

２　目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

	氏　名	任　期	肩書・選出団体等
学識経験者	田中　洋美	令和６年６月～	明治大学情報コミュニケーション学部教授
	和田　希志子	令和８年６月～	弁護士
	田代　亜紀	令和８年６月～	専修大学法科大学院　教授
	小林　富佐子	令和６年６月～	社会保険労務士
	藥師　実芳	令和６年６月～	認定ＮＰＯ法人　ＲｅＢｉｔ　代表理事
	駒﨑　達也	令和８年６月～	上智大学言語教育研究センター 嘱託教員 （令和６年６月～令和８年５月は公募区民）
	岩田　拓朗	令和６年６月～ 令和８年５月	弁護士/
	神尾　真知子	令和６年６月～ 令和８年５月	日本大学名誉教授
	小出　誠	令和６年６月～ 令和８年５月	一般社団法人 デジタル広告品質認証機構事務局長
区内関係団体等	髙津　渉	令和８年６月～	目黒区中学校ＰＴＡ連合会
	飯澤　幸一	令和８年６月～	目黒区小学校ＰＴＡ連合会
	佐藤　修哉	令和８年６月～	東京商工会議所　目黒支部
	村井　道子	令和８年６月～	目黒区主任児童委員
	奥山　利子	令和８年６月～	目黒女性団体連絡会
	石井　宏冶	令和７年６月～ 令和８年５月	目黒区中学校ＰＴＡ連合会
	根岸　智薫	令和７年６月～ 令和８年５月	目黒区小学校ＰＴＡ連合会
	片渕　茂治	令和６年６月～ 令和８年５月	公益社団法人　目黒法人会
	久保　鈴子	令和６年６月～ 令和８年５月	目黒区男女平等条例を推進する会

	氏　名	任　期	肩書・選出団体等
	中島　みち子	令和６年６月～ 令和８年５月	目黒区女性団体連絡会
公募区民	井川　真理子	令和６年６月～	
	菊地　天	令和８年６月～	
	竹内　麻衣子	令和６年６月～ 令和８年５月	
	吉岡　亜希子	令和６年６月～ 令和８年５月	

※敬称省略、任期は令和６(2024)年６月以降を記載、肩書・選出団体等は令和８(2026)退任日時点を記載。

3　男女平等・共同参画推進に向けての主な動き

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1975 (昭和 50)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ○「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する 1975 年メキシコ宣言」採択 ○1976～1985 年を「国連婦人の 10 年」と宣言 ○「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催 ・総理府婦人問題担当室設置	・国際婦人年婦人のつどい開催	
1976 (昭和 51)	・「国際婦人の 10 年」のスタート	・民法改正(離婚後婚氏続称制度の新設)	・都民生活局婦人計画課設置	
1977 (昭和 52)		・国立婦人教育会館開館 ・国内行動計画策定 ○計画期間：昭和 52～61 年度 ・国内行動計画前期重点目標発表		・長期計画推進会議の下部組織に婦人担当者会議設置
1978 (昭和 53)		・総理府「婦人の現状と施策―国内行動計画に関する第 1 回報告書」発表	・東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」 ・婦人問題解決のための東京都行動計画策定 ○計画期間：昭和 54～60 年度	
1979 (昭和 54)	・第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			・婦人問題担当設置 ・婦人問題懇話会設置
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の 10 年」1980 年世界会議(コペンハーゲン) ○サブテーマ「雇用・健康・教育」 ○女子差別撤廃条約署名式(57 カ国) ○国連婦人の 10 年後半期行動プログラム採択	・「女子差別撤廃条約」に署名		
1981 (昭和 56)	・第 67 回ＩＬＯ総会でＩＬＯ第 156 号条約(家族的責任を有する労働者条約)を採択	・国内行動計画後期重点目標決定		・婦人問題懇話会提言
1982 (昭和 57)			・東京都婦人問題協議会答申「『国連婦人の 10 年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」	・婦人総合計画策定
1983 (昭和 58)			・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定 ○計画期間：昭和58～平成 2 年度	
1984 (昭和 59)		・国籍における父母両系主義採用		

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1985 （昭和 60）	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ） ○2000 年までに少なくとも１回の世界会議を開くことを決議 ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（372 項目）採択	・女子差別撤廃条約批准 ・育児休業法成立（女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象） ・民法一部改正（離婚時の氏使用可能等） ・国籍法、戸籍法、一部改正・施行（父系血統主義から父母両系血統主義へ） ・男女雇用機会均等法成立	・東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	・婦人問題に関する職員意識調査実施
1986 （昭和 61）		・「婦人問題企画推進有識者会議」開催		
1987 （昭和 62）		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 ○計画期間：昭和62～平成 12 年度	・東京都婦人問題協議会報告「21 世紀へ向けての新たな展開」	・第１回目黒女性のつどい開催
1988 （昭和 63）				・婦人情報センター（仮称）建設決定 ・婦人問題に関する意識と実態調査実施
1989 （平成元）		・パートタイム労働指針制定	・東京都婦人問題協議会報告「21 世紀へ向け男女平等の実現をめざして」	
1990 （平成 2）	・ナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論		・東京都女性問題協議会報告「21 世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」	
1991 （平成 3）		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第一次改定 ○計画期間：平成 3～7 年度 ・育児休業法成立	・女性問題解決のための東京都行動計画「21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ○計画期間：平成 3～12 年度 ・東京都男女平等推進基金設置	・女性問題懇話会設置
1992 （平成 4）		・婦人問題担当大臣設置	・財団法人東京女性財団設立	・女性政策課新設 ・女性情報センター開館 ・女性問題懇話会提言
1993 （平成 5）	・世界人権会議（ウィーン） ・女性に対する暴力撤廃宣言	・パートタイム労働法成立	・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	・女性計画策定 ○計画期間：平成 5～15 年度
1994 （平成 6）	・世界人口・開発会議（カイロ） ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツを打ち出した行動計画を採択	・総理府男女共同参画室設置		・女性計画推進委員会設置
1995 （平成 7）	・第 4 回世界女性会議（北京） ・行動網領採択	・育児休業法改正、育児・介護休業法成立（介護休業制度を法制化。平成11 年からは休業の制度化が事業主の義務） ・ＩＬＯ156 号条約批准	・東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」 ・東京ウィメンズプラザ開館	
1996 （平成 8）		・男女共同参画 2000 年プラン ○計画期間：平成 12 年度まで		

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1997 （平成 9）		・男女雇用機会均等法改正（一部を除き平成 11 年 4 月 1 日施行、差別解消努力義務から差別禁止規定へ、セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応） ・労働基準法一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等） ・育児・介護休業法一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設）	・東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」	・男女共同参画懇話会置 ・区民意識・実態調査実施
1998 （平成 10）		・「婦人週間」を「女性週間」に変更	・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 ○計画期間：平成 10～19 年度 ・東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」	・男女共同参画懇話会答申
1999 （平成 11）	・女子差別撤廃条約選択議定書採択	・男女共同参画社会基本法成立・施行		・男女平等推進計画策定○計画期間：平成 11～20 年度 ・男女平等推進委員会設置
2000 （平成 12）	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	・ストーカー規制法成立 ・男女共同参画基本計画策定 ○計画期間（施策）：平成 13～17 年度）	・東京都男女平等参画基本条例成立・施行	・人権政策課に名称変更 ・男女平等推進委員会提言
2001 （平成 13）		・内閣府男女共同参画局設置 ・配偶者暴力防止法成立	・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」	・男女平等参画懇話会設置、答申
2002 （平成 14）			・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン 2002」策定 ○計画期間：平成 14～18 年度 ・配偶者暴力相談支援センター　業務を開始 ・財団法人東京女性財団解散	・「男女が平等に共同参画する社会づくり条例」制定 ・男女平等・共同参画審議会設置 ・男女平等・共同参画オンブーズ設置 ・男女平等・共同参画に関する意識実態調査実施（対象 2,000 人）
2003 （平成 15）		・次世代育成支援対策推進法成立	・東京都男女平等推進基金廃止	・男女平等・共同参画審議会答申 ・「女性センター」の名称を「男女平等・共同参　画センター」に変更
2004 （平成 16）		・配偶者暴力防止法一部改正（暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者も含める、子への接近禁止命令を可能に） ・育児・介護休業法一部改正（対象者の拡大、育休期間延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設）	・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」	・男女平等・共同参画進計画策定 ○計画期間：平成 16～22 年度 ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象 1,500 人）

年	国連関係	国	東京都	目黒区
2005 (平成 17)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) ○女性の地位向上宣言	・第 2 次男女共同参画基本計画策定 ○計画期間(施策):平成 18～22 年度	・「次世代育成支援東京都行動計画」策定	・男女平等・共同参画に関する意識調査実施(対象 1,500 人)
2006 (平成 18)		・男女雇用機会均等法改正(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクハラ対策の措置義務化)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間平成 18～20 年度 ・東京都男女平等参画審議会　答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」	・男女平等・共同参画に関する意識調査実施(対象 1,500 人)
2007 (平成 19)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(仕事と生活の調和推進官民トップ会議) ・配偶者暴力防止法一部改正(生命等に危険が及ぶ脅迫を対象に、裁判所による被害者に対する禁止行為命令の拡充等) ・パートタイム労働法一部改正(均衡のとれた待遇の確保の促進、通常の労働者への転換の推進等)	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン 2007」策定 ○計画期間:平成 19～23 年度	・男女平等・共同参画に関する意識実態調査実施(対象 2,500 人)
2008 (平成 20)		・労働基準法一部改正(時間外労働の削減、年次有給休暇の有効活用) ・次世代育成支援対策推進法一部改正(行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、行動計画の届出義務企業の拡大) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定		・男女平等・共同参画に関する意識調査実施(対象 1,500 人) ・職員の男女平等･共同参画に関する意識調査実施
2009 (平成 21)	・女子差別撤廃委員会が第 6 回日本審査の総括所見発表	・育児・介護休業法一部改正(子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援等)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間:平成 21～23 年度	・男女平等・共同参画に関する意識調査実施(対象 1,500 人)
2010 (平成 22)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ○「宣言」採択	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(仕事と生活の調和推進官民トップ会議) ・第 3 次男女共同参画基本計画策定 ○計画期間(施策):平成 23～27 年度		・男女平等・共同参画審議会答申 ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施(対象 1,500 人)

年	国連関係	国	東京都	目黒区
2011 (平成 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)正式発足			・男女平等･共同参画推進計画改定 〇計画期間：平成 23～27 年度 ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施(対象 2,000 人)
2012 (平成 24)	・第 56 回国連婦人の地位委員会 「自然災害とジェンダー」決議案採択 ・第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合開催(ラオス)	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定 ・子ども・子育て関連 3 法成立	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン 2012」改定 〇計画期間：平成 24～28 年度 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 〇計画期間：平成 24～28 年度	・男女平等・共同参画センターの見直しの検討 ・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施(対象 2,000 人) ・男女が平等に共同参画する社会づくり条例制定 10 周年・男女平等・共同参画センター設立 20 周年 記念事業(フォーラム開催、記念誌発行)
2013 (平成 25)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 ・配偶者暴力防止法一部改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を適用対象に拡大、法律名の改正等) ・ストーカー規制法一部改正(電子メールを送信する行為の規制対象への追加等) ・「男女雇用機会均等法」の指針に同性間の言動もセクシュアルハラスメントに当たることを記載		・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施(対象 2,000 人)
2014 (平成 26)		・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」加盟 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置		・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施(対象 2,000 人) ・職員の男女平等・共同参画に関する意識調査実施
2015 (平成 27)	・国連「北京＋20」記念会合(ニューヨーク) ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択	・女性活躍推進法成立 ・第 4 次男女共同参画基本計画策定 〇計画期間(施策)：平成 28～令和 2 年度		・男女平等・共同参画審議会答申 ・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施(対象 2,000 人)

年	国連関係	国	東京都	目黒区
2016 （平成 28）	・第 60 回国連女性の地位委員会（女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性、女性・女児に対する暴力の撤廃及び防止等）	・「男女雇用機会均等法」改正（妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を新設） ・「育児・介護休業法」改正（仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備等） ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大、罰則の見直し等） ・「男女雇用機会均等法」職場におけるハラスメント指針に「性的指向・性自認」を記載	・「東京都女性活躍推進白書」策定	・男女平等・共同参画推進計画改定 ○計画期間：平成 28～令和 2 年度 ・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象 2,000 人）
2017 （平成 29）		・「育児・介護休業法」改正（育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設等） ・「刑法」改正（規制対象行為の拡大、非親告罪化等）	・「東京都男女平等参画推進総合計画」（「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」で構成）策定	・事業評価方法改定 ・男女平等・共同参画審議会答申 ・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（調査票改定・対象 2,500 人）
2018 （平成 30）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 ・「働き方改革関連法」成立	・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定	・男女平等・共同参画審議会答申 ・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象 2,500 人）
2019 （平成 31/令和元）	・国際労働機関（ILO）「暴力及びハラスメント条約」採択	・「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等） ・「配偶者暴力防止法」改正（連携、協力すべき関係機関として児童相談所を明確化等）	・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・男女平等・共同参画審議会答申（①条例改正、②事業評価、③計画改定） ・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象 2,500 人） ・職員の男女平等・共同参画に関する意識調査実施
2020 （令和 2）	・国連「北京＋25」記念会合（ニューヨーク）	・「災害対応力を強化する女性の視点」（ガイドライン）策定 ・第 5 次男女共同参画基本計画策定 ○計画期間（施策）：令和 2～7 年度 ・改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）施行 指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等をパワハラであると明記	・男女平等参画のための都市間ネットワーク（CHANGE）設立	・「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」改正施行 ・「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」策定 ・男女平等・共同参画推進計画を延伸（～令和 3 年度）
2021 （令和 3）		・ストーカー規制法一部改正（GPS 機器の使用規制等） ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（政党その他の政治団体の取組促進等） ・育児・介護休業法改正（男性の育休取得に関する規定等を追加）		・男女平等・共同参画審議会答申 ・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象 2,500 人）

年	国連関係	国	東京都	目黒区
2022 （令和 4）		・「女性デジタル人材育プラン」決定 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ・「女性版骨太の方針 2022」決定	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 ・「東京都パートナーシップ宣言制度」運用	・男女平等･共同参画及び性の多様性尊重推進計画改定 〇計画期間：令和 4～8 年度 ・男女平等・共同参画及び性の多様性尊重推進に関する区民意識調査実施(対象 2,500 人)
2023 （令和 5）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等ン関する法律」改正 ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布 ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	・「第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・男女平等・共同参画及び性の多様性尊重推進に関する区民意識調査実施(対象 2,500 人)
2024 （令和 6）		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」改正 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		・男女平等・共同参画及び性の多様性尊重推進に関する区民意識調査実施(対象 2,500 人)
2025 （令和 7）		・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」等の成立 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等改正	・「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を制定	・男女平等・共同参画及び性の多様性尊重推進に関する区民意識調査実施(対象 2,500 人) ・目黒区中目黒スクエア（複合施設）改修工事に伴い「目黒区男女平等・共同参画センター機能の一部縮小」
2026 （令和 8）		・「第 6 次男女共同参画基本計画」を策定 〇計画期間(施策)：令和 8～12 年度	・東京都男女平等参画推進総合計画策定 〇計画期間：令和 8～12 年度	・男女平等・共同参画及び性の多様性尊重推進に関する区民意識調査実施(対象 2,500 人) ・配偶者暴力相談支援センターの機能の整備
2027 （令和 9）				・・男女平等･共同参画及び性の多様性尊重推進計画改定(予定) 〇計画期間：令和9～13年度(予定)

４　目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例

平成１４年３月

目黒区条例第１号

改正　令和２年３月６日条例第２号

目次

前文
第１章　総則(第１条―第７条)
第２章　基本的施策(第８条―第１２条)
第３章　目黒区男女平等・共同参画審議会(第１３条―第２０条)
第４章　目黒区男女平等・共同参画オンブーズ(第２１条―第３０条)
第５章　雑則(第３１条)
付則

基本的人権と法の下の平等は、日本国憲法が全ての人に保障する権利である。これまでも目黒区は、人権と平和が尊重される社会の実現を目指し、総合的に施策を展開してきた。中でも、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いは解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。

さらに、性の多様性についての社会的関心が高まる一方、その理解は進んでいるとは言えず、性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱いの解消等が課題となっている。

目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会であるために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を形成することが重要である。

目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについて理解と認識を深め、その実現のために協働していかなければならない。

私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共同参画するとともに、性の多様性が尊重され、もって全ての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し、その基本理念を定め、目黒区(以下「区」という。)、事業者及び区民の責務を明らかにし、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって区民一人一人の人権が尊重され、性別等による差別のない、真に男女が平等に共同参画することができ、性の多様性が尊重される豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり　男女の平等な共同参画とともに、多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重される社会を形成することをいう。

(2)　男女の平等な共同参画　男女が、性別等により差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場などあらゆる分野における活動に共同参画し、かつ、責任を分かち合うことをいう。

(3)　性的指向　自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。

(4)　性自認　自己の性別についての認識をいう。

(5)　性別等　性別、性的指向及び性自認をいう。

(6)　事業者　営利、非営利等の別にかかわらず、区の区域内(以下「区内」という。)において事業活動を行う全ての個人、法人及び団体をいう。

(7)　区民　区内に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶ全ての個人をいう。

(基本理念)

第３条　男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1)　全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

(2)　多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。

(3)　固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。

(4)　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。

(5)　教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。

(6)　区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

(区の責務)

第４条　区は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　区は、国及び他の地方公共団体と連携して、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するものとする。

３　区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に努めるものとする。

(区民の責務)

第６条　区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に主体的に努めるものとする。

(区、事業者及び区民の協働)

第７条　区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを協働して推進するものとする。

第２章　基本的施策

(推進計画)

第８条　区長は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

２　推進計画は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための目標、施策の方向、行動指針その他重要な事項について定めるものとする。

３　推進計画は、必要に応じて見直すものとする。

４　区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとし、事業者及び区民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

５　区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ目黒区男女平等・共同参画審議会の意見を聴か

なければならない。

６　区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ事業者及び区民の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

（年次報告）

第９条　区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

（推進施策）

第１０条　区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1)　区民、事業者、区の職員、教員等に対する意識啓発に関する施策

(2)　あらゆる教育及び学習の場における男女の平等な共同参画と性の多様性についての理解と認識を普及促進するための施策

(3)　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される施策

(4)　男女間並びに配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者の間及び家庭内におけるあらゆる暴力の根絶に向けた施策

(5)　職場、学校又は地域社会における性別による固定的な役割分担や性別等による差別的な取扱いの根絶に向けた施策

(6)　セクシュアル・ハラスメント(性的な言動(性的指向及び性自認に関する偏見等に基づく言動を含む。)によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすることをいう。)の根絶に向けた施策

(7)　男女が共に家庭生活と社会生活を両立するための施策

(8)　少子高齢社会に対応した男女の平等な共同参画を推進するための施策

(9)　政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女の平等な共同参画を推進するための施策

(10)　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての格差を是正する積極的な措置を推進するための施策

(11)　メディア・リテラシー(多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、批判する能力及び表現方法としてこれらを利用して発信する能力をいう。)を育成する施策

(12)　性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策

(13)　前各号に掲げるもののほか、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するために必要な施策

（拠点施設）

第１１条　区は、基本理念を実現するため、必要な調査研究、情報の収集等を行い、区民等が活動するための拠点施設を整備する。

（付属機関等の委員）

第１２条　区の付属機関等の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

第３章　目黒区男女平等・共同参画審議会

（設置）

第１３条　男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事項）

第１４条　審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

２　審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。

３　審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べる

ことができる。

４　審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

（組織）

第１５条　審議会は、区長が委嘱する委員１５人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の６を超えてはならない。

（任期）

第１６条　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第１７条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員のうちから互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第１８条　審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第１９条　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係機関等への協力要請）

第２０条　審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、審議会の会議への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

第４章　目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

（設置）

第２１条　区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ(以下「オンブーズ」という。)を置く。

（申出の範囲）

第２２条　区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

(1)　区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項

(2)　男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項

(3)　その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

(1)　裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項

(2)　法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項

(3)　区議会等に請願、陳情等を行っている事項

(4)　オンブーズの行為に関する事項

（所掌事項）

第２３条　オンブーズは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　前条第１項の規定による申出に係る審査

(2)　前条第１項第１号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等

(3)　前条第１項第２号又は第３号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明

(4)　前条第１項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの

推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

（職務の遂行）

第２４条　オンブーズは、独立してその職務を行う。

２　オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第４号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。

３　前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。

４　オンブーズは、前条第４号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

（定数等）

第２５条　オンブーズは、３人以内とし、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

（任期）

第２６条　オンブーズの任期は２年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（解嘱）

第２７条　区長は、オンブーズが心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき又はオンブーズとして著しくふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

２　オンブーズは、任期の満了又は前項に定める場合以外は、その意に反して解嘱されない。

（守秘義務）

第２８条　オンブーズは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬の額）

第２９条　オンブーズの報酬の額については、目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１２月目黒区条例第２７号）第２条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１２月目黒区条例第２８号）別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とする。

（オンブーズへの協力義務等）

第３０条　区及び区が出資する法人等で区長が定めるものは、オンブーズの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、オンブーズから出頭、説明、意見又は資料の提出を求められたときは、協力しなければならない。

２　事業者及び区民は、オンブーズの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第５章　雑則

（委任）

第３１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４章の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成１４年規則第５７号で、平成１４年５月２０日から施行）

付　則（令和２年３月６日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２～６（省略）

５　関係法令

関係法令については、下記ウェブサイトをご参照ください。

１　男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）
２　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）
３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（平成十三年法律第三十一号）

（内閣府　男女平等参画局ウェブサイト）
https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/index.html#law_kihon

４　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html

※リンク先のウェブサイトは、目黒区のウェブサイトではありません。ウェブサイトのアドレスについては、令和 8 年 10 月 22 日時点のものです。ウェブサイトのアドレスについては廃止や変更されることがあります。

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画
[令和 9(2027)年度～令和 13(2031)年度
【改定素案】

令和 8 年 10 月

目黒区総務部人権政策課
〒153-8573　目黒区上目黒 2-19-15
電　話：03-5722-9422